

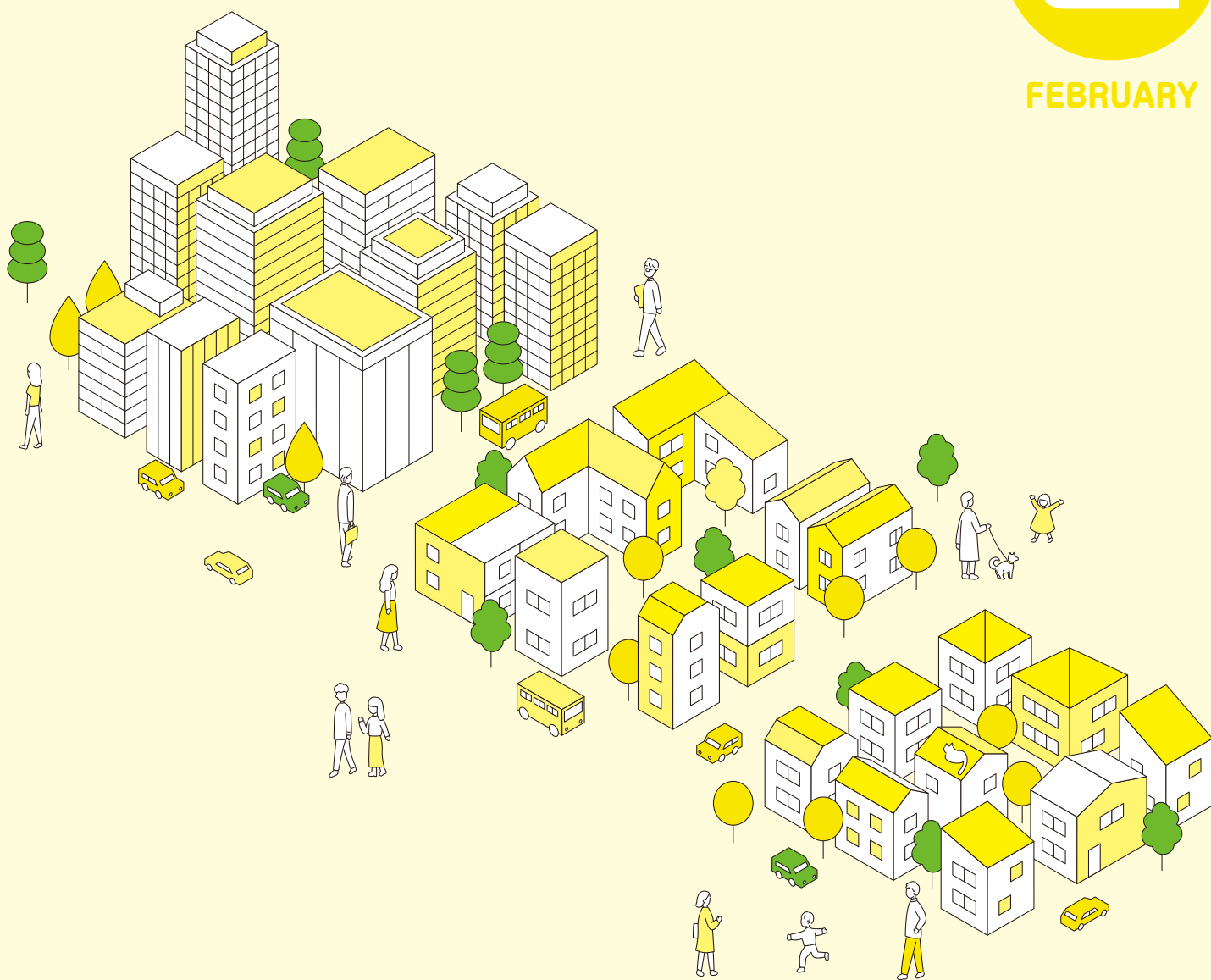
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

# 検定協会だより

令和8年2月 第542号



FEBRUARY





令和8年2月号

<https://www.jfeii.or.jp>

## 目次

### 巻頭のことば

- 1 「信頼」と「再生」  
～住民から愛され、信頼される消防局に向けて～  
堺市消防局長 新子 哲也

### 随想

- 4 検定制度と検定協会 第9回  
～スプリンクラー設備の設置対象の変遷(3)～  
物品販売店舗、福祉施設、病院等における  
設置対象の変遷  
元東京理科大学火災科学研究所教授 博士(工学) 小林 恭一

### 消防庁情報

- 11 消防庁の令和7年度補正予算及び  
令和8年度当初予算案の概要について  
総務省消防庁総務課理事官 畑中 雄貴

### 国際会議報告

- 35 ISO/TC21/SC6/WG2、ISO/TC21/SC6/WG4  
及びISO/TC21/SC6 国際会議報告  
消火・消防設備部 消防設備課 望月 文雄

### 協会情報

- 44 令和8年度「一般公開」のお知らせ  
企画研究部 情報管理課

### おしらせ

- 47 有効期限を経過した受託評価品目
- 48 協会通信・業界の動き
- 51 「検定時報」の電子媒体での発行について
- 52 新たに取得された型式一覧
- 54 検定・性能評価・受託評価数量(令和8年1月)

## 巻頭のことば

# 「信頼」と「再生」 ～住民から愛され、信頼 される消防局に向けて～



堺市消防局長  
新子哲也

### はじめに

大阪府南部に位置する堺市は、人口約80万人、面積約149.8km<sup>2</sup>を有しています。古代から現代に至るまで日本の産業・歴史・文化の発展に大きく寄与し、政令指定都市の中でも製造品出荷額はトップクラスで、工業都市として造船・石油化学・製造業が集積しており重要な役割を果たしています。

歴史的には、旧石器・縄文・弥生時代の遺跡があり、4～5世紀には仁徳天皇陵をはじめ百舌鳥古墳群が築かれました。平安期には「境（さかい）」として国境の地となり、戦国期には自治都市・貿易都市として栄え、環濠で守られた町が築かれました。また、茶の湯の大成者・千利休や歌人・与謝野晶子等、文化的偉人を輩出した文化都市としても知られ、今後も「未来を創るイノベティブ都市」として更なる発展をめざしています。

当消防局は、堺市・高石市・大阪狭山市を管轄し、火災・救急・救助・予防の最前線で活動しています。

令和7年10月1日現在、管内総人口91万4,780人、職員数1,079名の組織体制で、大阪府南部を代表する消防機関として、9消防署・1分署・9出張所のほか、総合防災センターや救急ワークステーションを設置しています。また、特別高度救助隊「フェニックスレスキュー」、特別救急隊「フェニックスアンビュランス」、エネルギー・産業基盤災害即応部隊「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」等の精鋭部隊を配置し、最新の消防車両や消防艇、高規格救急車を配備しています。

今後は、災害の複雑・多様化、社会環境の変化、気候変動による豪雨や猛暑、感染症の拡大等、従来の枠を超えた複合災害への備えが必須であり、従来の「消火・救急」だけでなく、総合的な危機管理機能を構築します。

検定協会だより 令和8年2月

---

ここにその一部の取組をご紹介します。

### ① DRIVE RECORDER119

当消防局とトヨタ自動車株式会社が共同実証実験を行い、令和7年4月より本格運用した、ドライブレコーダーの映像を消防活動に活用する新たなシステムです。

このシステムは、災害発生場所付近を走行する車両のドライブレコーダーの映像を消防指令センターのオペレーターが閲覧できるもので、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するために利用されます。

実際の活用事例として高齢者の交通事故で、ドライブレコーダーの映像から道路上で倒れている方の重篤な状態を確認し、ドクターカーを即座に要請することで、医療介入を約15分早めることができました。

今後もこのシステムを最大限活用し、情報をいち早く取得することで、迅速かつ的確な消防体制を確立します。

### ② AEDマッピング救命医療研究

大阪公立大学、日本光電工業株式会社及びセコム株式会社と連携し、心肺停止傷病者のもとへ、いち早くAEDを届ける仕組みを構築するための実証プロジェクトを実施しています。

令和6年12月10日～令和8年12月31日（予定）の期間、本市内全ての郵便局（101施設）及び研究に賛同いただいたコンビニエンスストア（ファミリーマート84施設）の計185施設にAEDを設置し、「まちかどAED」として登録しています。また、心肺停止が疑われる救急要請があった際、消防指令センターから本研究にボランティアで参画する89名の消防職員に発生場所等の情報をメールで通知します。救急車が到着するよりも早く現場に駆けつけることが可能と予想できる消防職員は、付近のAEDを搬送し、心肺蘇生法等の救命活動を行います。本研究により、心肺停止傷病者のもとへ、AEDを届ける仕組みが救命率にどのように寄与するか検証・分析を行い、AED設置の有用性を示すデータを収集することで、AEDの設置と活用を更に推進し、救命率の向上に繋がります。

### ③ 働きやすい職場環境の構築に向けて

全ての職員が安心して働ける職場環境の構築をめざし、ハラスメント防止に向けた取組を強化しています。

各職場に「ハラスメント相談員」を選任し、職員が気軽に相談できる体制を整備して

---

います。ハラスメントに関する悩みがあれば、ハラスメント相談員として研修を受けた職員に相談することができます。

また、庁内ホームページには「ハラスメント目安箱」を設置し、職員がいつでも匿名で意見や相談を投稿できるようにしました。これにより、声を上げにくい状況でも安心して問題を提起できる環境を整えています。

今後も、誰もが尊重され、安心して働ける職場環境を醸成します。

## 最後に

当消防局では、「信頼」と「再生」を重要なテーマとし、「やるべきことはやる」「勤務規律の遵守」「礼節を重んじ、職員間のコミュニケーションを豊かにする」以上3点を実践することを掲げ、職員それぞれが生まれ変わり不祥事を根絶していきます。

住民から愛され、信頼される消防局として、全力で職責を果たしてまいります。

結びに、日本消防検定協会の益々のご発展を心より祈念申し上げ、巻頭の辞とさせていただきます。

# 検定制度と検定協会 第9回 ～スプリンクラー設備の 設置対象の変遷 (3)～

## 物品販売店舗、福祉施設、病院等における 設置対象の変遷

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士 (工学)

小林 恭一



本稿では、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機とした大改正後に行われたスプリンクラー設備の設置対象の拡大（物品販売店舗、高齢者福祉施設、病院・診療所等）について解説します。

### 物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備の設置対象の推移

物品販売店舗等（(4) 項）に対するスプリンクラー設備の設置規制は、表1の①のとおり、消防用設備等の規制が全国統一的に行われるようになった昭和36年（1961）当初から、他の防火対象物に比べて厳しいものでした（第7回参照）。

千日デパートビル火災を契機として行われた昭和48年（1973）の改正では、物品販売店舗等については、平屋建て以外で省令（消則第13条）で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m<sup>2</sup>以上の防火対象物にスプリンクラー設備の設置が義務づけられることになりました（表1の②）。この設置規制の強化は他の特定防火対象物と同様でしたが、この時同時に、地階、無窓階又は4階以上10階以下の階については、省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,500m<sup>2</sup>以上（表1の①）から1,000m<sup>2</sup>以上（表1の③）に強化されました。これは、(2) 項と同様になったということで、その他の特定防火対象物より厳しくなっています（第8回参照）。なお、昭和48年（1973）～昭和49年（1974）に行われた11階以上の建築物及び複合用途防火対象物に対するスプリンクラー設備の設置規制の強化（第8回参照）には当然（4）項も含まれていますが、ここでは改めて触れません。

その後、平成2年（1990）3月に兵庫県尼崎市のスーパー長崎屋尼崎店（耐火構造5階建て、延べ面積5,151m<sup>2</sup>）で火災が起き、客の少年等3名を含む15名の死者が出たこと

表1 物品販売店舗等におけるスプリンクラー設備設置対象の推移

番号	施行年月日		消令12条1項		対象となる 令別表第一 の用途	階等の条件	スプリンクラー設備を設置する 防火対象物又はその部分
	和暦	西暦年	号	現号			
①	S36.4.1 ～ S48.5.31	1961 ～ 1973	二	四	(4)項	階数が5以上	売り場の床面積の合計6,000㎡以上の防火対象物
						階数が4以下	売り場の床面積の合計9,000㎡以上の防火対象物
			四	十一 口		地階、無窓階or4階以上(10階以下)*の階	床面積が1,500㎡以上の階
②	S48.6.1 ～ H2.11.30	1973 ～ 1990	二	四		平屋建て以外	省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上の防火対象物
③	S48.6.1 ～ 現在	1973 ～ 現在	六口	十一 口	地階、無窓階or4階以上10階以下の階	床面積が1,000㎡以上の階	
④	H2.12.1 ～ 現在	1990 ～ 現在	三	四	平屋建て以外	省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡以上の防火対象物	

※昭和39年（1964）に11階以上の階の規定（当時第五号）が追加された時から「10階以下」となった（第8回参照）

を契機に、平成2年（1990）6月に消令第12条が改正され、省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、6,000㎡以上から3,000㎡以上に拡大されて現在に至っています（表1の④）。

### 福祉施設と病院・診療所におけるスプリンクラー設備の設置対象の推移

福祉施設や病院・診療所（（6）項）に対するスプリンクラー設備の設置規制は、昭和48年（1973）と昭和49年（1974）の大改正までは他の特定防火対象物と同様で（表2及び表3参照）、（1）項、（2）項及び（4）項よりもむしろ緩いくらいでした。

昭和62年（1987）6月に発生した東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」（耐火構造3階建て、延面積2,014㎡）の火災では、寝たきりのお年寄りなど17名の入居者が避難できずに亡くなりました。松寿園は、特別避難階段仕様の二つの階段と避難用滑り台付きの連続バルコニーを有する避難安全性の高いビルで、消防法上大きな違反もなく、訓練も行われていたのですが、それにもかかわらず、初期消火に失敗したら多数の方が亡くなってしまったため、社会に大きな衝撃を与えました。

その前年の7月に神戸市の精神薄弱者授産施設「陽気寮」（鉄骨モルタル造2階建て

表2 福祉施設等におけるスプリンクラー設備設置対象の推移（11階建て以上のもの並びに（16）項イ及び（16の2）項関係を除く）

番号	番号		消令12条1		対象となる令別表第一の用途	階等の条件	スプリンクラー設備を設置する防火対象物又はその部分
	和暦	西暦年	号	現号			
①	S36.4.1 ～ S48.5.31	1961 ～ 1973	四	十一 イ	(6)項	地階、無窓階 or4階以上（10 階以下） <sup>※1</sup> の階	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,500㎡以上の階
②	S48.6.1 ～ 現在	1973 ～ 現在	六イ	十一 イ	(6)項	地階or無窓階	主たる用途に供する部分（省令 <sup>※2</sup> で定める部分を除く）の床面積が1,000㎡以上の階
③						4階以上10階以下の階	主たる用途に供する部分（省令 <sup>※2</sup> で定める部分を除く）の床面積が1,500㎡以上の階
④	S48.6.1 ～ S63.3.31	1973 ～ 1988	二	四	(6)項	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上の防火対象物
⑤	S63,4,1 ～ H21.3.31	1988 ～ 2009	三	一 口 一 ハ 四	(6)項口のうち身体上・精神上の理由による避難困難者が入所する省令 <sup>※2</sup> で定める防火対象物	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡以上の防火対象物
⑥					(6)項口のうち上記以外の防火対象物	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上の防火対象物
⑦	H21,4,1 ～ H27.3.31	2009 ～ 2015	一	一 口	(6)項口	-	延べ面積が275㎡以上のもののうち省令 <sup>※3</sup> で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物
⑧					(6)項口のうち上記以外の防火対象物	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡以上の防火対象物
⑨	H27.4.1 ～ 現在	2015 ～ 現在	一 口	一 ハ	(6)項口(1)及び(3)	-	省令 <sup>※3</sup> で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物
⑩					(6)項口(2)、(4)及び(5)	-	省令 <sup>※3</sup> で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物で省令 <sup>※4</sup> で定める者を主として入所させるもの
⑪					(6)項口(2)、(4)及び(5)	-	省令 <sup>※3</sup> で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物で省令 <sup>※4</sup> で定める者を主として入所させるもの以外のもののうち延べ面積が275㎡以上のもの
⑫					(6)項口のうち上記2欄以外のもの	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6000㎡以上の防火対象物

※1 昭和39年（1964）に11階以上の階の規定（当時第五号）が追加された時から「10階以下」となった（第60講参照）

※2 消則13条

※3 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を定める省令（消則12条の2）

※4 介助がなければ避難できない者を定める省令（消則12条の3）

---

延べ面積1,023m<sup>2</sup>)の火災で7名の入居者が亡くなっていたこともあり、この種の施設で初期消火に失敗すると、入居者を全員安全に避難させることは極めて難しいということが改めて浮き彫りになりました。

このため、人手を介さずに確実に初期消火できるスプリンクラー設備の設置規制の強化が行われることになり、昭和62年(1987)10月に消令第12条が改正されました。この改正では、(6)項口のうち身体上・精神上的の理由による避難困難者が入所する防火対象物(消則第13条第2項(当時)で定めるもの)で省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上のものにはスプリンクラー設備の設置が義務づけられることになりました(表2の⑤)。また、この時同時に、類似の危険性を持つと考えられた病院についても、スプリンクラー設備の設置基準が、省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m<sup>2</sup>以上から3000m<sup>2</sup>以上に強化されました(表3の⑤)。

スプリンクラー設備の設置規制強化の効果か、その後しばらくこの種の施設で多数の死者を伴う火災は発生しなくなりました。ところが、高齢者の急増に備えて平成12年(2000)に介護保険法が施行されると、認知症グループホームなど延面積1,000m<sup>2</sup>に満たない小規模な福祉施設が急増し、ついに平成18年(2006)1月に長崎県大村市の認知症グループホーム「やすらぎの里」(耐火構造一部木造平屋建て、延べ面積279m<sup>2</sup>)で発生した火災で7名の入居者が亡くなることとなりました。

このため、平成19年(2007)6月に消令第12条が改正され、(6)項口で延べ面積が275m<sup>2</sup>以上のもののうち消則第12条の2で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物には、スプリンクラー設備の設置が義務づけられることになりました(表2の⑦)。

この時の改正で、それまでの(6)項口が実態に合わせて細分化されるとともに、それまでなら(6)項口に分類されていた老人デイサービスセンター等が、少し避難安全性が高いと考えられる(6)項ハに分類し直されて、特に避難安全の確保が難しいと考えられるものだけが(6)項口に残されることになりました。

また、この時、消則第13条の6と消則第14条が改正され、それまで住宅用スプリンクラーにしか用いられていなかった水道直結型の簡易なスプリンクラー設備が「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」として、小規模な施設への設置が認められるようになりました。

さらにこの時、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を定める省令(消則第12条の2)が定められ、(6)項口についてスプリンクラー設備を設置することを要しない構造の要件が定められました。また、平成22年(2010)2月には、それまでの消則第13条第1項が第2項に移され、第1項に(5)項口と(6)項口又は(6)項ハのみ

からなる (16) 項イにかかるスプリンクラー設備の設置不要要件が定められています。

## 福祉施設と病院・診療所のスプリンクラー設備の設置基準における面積要件の撤廃

上記の平成19年(2007)の改正の後も、平成21年(2009)3月に群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」の火災(死者10名)、平成22年(2010)3月に札幌市の「グループホーム・未来とんでん」の火災(死者7名)などが発生していました。そして、平成25年(2013)2月には長崎市で「グループホーム・ベルハウス東山手(鉄骨造一部木造4階建て、延べ面積581m<sup>2</sup>)」の火災が発生しました。この火災における死者は5名でしたが、グルー

表3 病院・診療所等におけるスプリンクラー設備設置対象の推移(11階建て以上のもの並びに(16)項イ及び(16の2)項関係を除く)

番号	番号		消令12条1項		対象となる政令別 表第一の用途	階等の条件	スプリンクラー設備を設置する 防火対象物又はその部分
	和暦	西暦年	号	現号			
①	S36.4.1 ～ S48.5.31	1961 ～ 1973	四	十一 イ	(6)項	地階、無窓階 or4階以上(10 階以下) <sup>※1</sup> の階	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,500m <sup>2</sup> 以上の階
②	S48.6.1 ～ 現在	1973 ～ 現在	六イ	十一 イ	(6)項	地階or無窓階	主たる用途に供する部分(省令 <sup>※2</sup> で定める部分を除く)の床面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の階
③						4階以上10階以下の階	主たる用途に供する部分(省令 <sup>※2</sup> で定める部分を除く)の床面積が1,500m <sup>2</sup> 以上の階
④	S48.6.1 ～ S63.3.31	1973 ～ 1988	二	四	(6)項	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m <sup>2</sup> 以上の防火対象物
⑤	S63.4.1 ～ H28.3.31	1988 ～ 2016	三	四	(6)項のうち病院	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> 以上の防火対象物
⑥					(6)項のうち病院以外のもの	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m <sup>2</sup> 以上の防火対象物
⑦	H28.4.1 ～ 現在	2016 ～ 現在	四	イ	(6)項イ(1),(2)	—	省令 <sup>※3</sup> で定める構造を有する防火対象物以外の防火対象物
⑧					(6)項イ(1)～(3)のうち⑦以外のもの	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> 以上の防火対象物
⑨					(6)項イのうち⑦⑧以外のもの	平屋建て以外	省令 <sup>※2</sup> で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000m <sup>2</sup> 以上の防火対象物

※1 昭和39年(1964)に11階以上の階の規定(当時第五号)が追加された時から「10階以下」となった(第8回参照)

※2 消則13条

※3 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を定める省令(消則12条の2)

プホームの床面積が当時のスプリンクラー設備の設置基準である延べ面積275m<sup>2</sup>に達しないよう過少申告されていたことが問題となり、ついに平成25年（2013）12月に（6）項口の一部については面積要件を撤廃し、どんなに小規模なものでも原則としてスプリンクラー設備を設置することを求める消令第12条の改正が行われることになりました（表2の⑨）。

一方、この改正を検討中の平成25年（2013）10月に福岡市の診療所「安部整形外科医院（耐火構造地上4階地下1階、延べ面積約720m<sup>2</sup>）」の火災で入院患者など10名の方が亡くなったため、（6）項口と類似の危険性を持つと考えられる（6）項イについても、スプリンクラー設備の設置基準の強化が検討されることになりました。そして、平成26年（2014）10月に消令第12条が改正され、（6）項イの一部についてもスプリンクラー設備の面積要件が撤廃されることになりました（表3の⑦）。

これらの改正は、マンションの一室が（6）項口に転用されているものなどにも適用されることになったため、複合用途防火対象物の基本的な判断基準とされていた「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年（1975）4月15日付け消防予第41号・消防安第41号、いわゆる「41号通知」）の見直しが行われ、平成27年（2015）2月27日に「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について（平成27年消防予第81号、いわゆる「81号通知」）により改正されることになりました。

81号通知が適用されると、マンションの一住戸だけがグループホーム等に転用されただけでマンション全体にスプリンクラー設備の設置が必要になる場合があるなど、過剰規制になる恐れがあるため、同日付けで消則第12条（屋内消火栓設備）、第13条（スプリンクラー設備）、第23条（自動火災報知設備）、第26条（避難器具）及び第28条（誘導灯等）について「小規模特定用途複合防火対象物」という新しい概念を用いた改正が行われ、上記のような場合にはグループホームに転用された住戸だけにスプリンクラー設備などの必要な消防用設備等を設置すればよいこととされました。

また、（6）項口だけでなく（6）項イについても一部で面積要件が撤廃されることになったため、スプリンクラー設備の設置を要しない条件を（6）項イの実情に合わせて平成26年（2014）3月と10月に消則第12条の2の改正が行われたほか、平成27年（2015）2月には、消則第13条第1項の改正も行われています。

なお、消則第13条第1項は、政府全体の方針として押し進められた民泊普及策の一環として平成29年（2017）6月に「住宅宿泊事業法」が成立したことを受け、高層マンションの一部が民泊に転用された場合にマンション全体にスプリンクラー設備の設置が必要になる場合があることに対する対策として、平成30年（2018）6月に第1号の2が追加

---

されています。

## まとめ

以上、昭和36年（1961）にスプリンクラー設備の設置基準が定められて以来60年余の変遷を見て来ましたが、スプリンクラー設備に期待することが、時代とともに次第に変化して来ていることがわかります。スプリンクラー設備は、現在は、火災時に避難が困難な人が利用する施設における初期消火対策の切り札のような位置づけになっていますが、当初は、無窓空間・地下空間・高層階など初期消火に失敗すると消防活動が極めて困難になるものに設置する設備として位置づけられており、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機として、不特定多数の人が利用する施設の防火安全対策としての位置づけが大きくなっていったものと考えられます。

## 消防庁の令和7年度補正予算及び 令和8年度当初予算案の概要について

総務省消防庁総務課理事官  
畑 中 雄 貴

令和7年度補正予算は、昨年11月28日に政府案が閣議決定され、12月16日に参議院本会議にて可決・成立した。また、令和8年度当初予算は、12月26日に政府案が閣議決定された。本稿では、これらのうち消防庁の予算について、具体的な内容を解説していく。

なお、記載する予算額にはデジタル庁に一括して計上される分が含まれている。また、文中意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### <総論>

令和7年度補正予算は、昨年10月21日、総理指示により、①生活の安全保障・物価高への対応、②危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、③防衛力と外交力の強化、の3つを柱として総合経済対策を策定することとされ、11月21日に「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が閣議決定されたことを受け、その裏付けとして編成されたものである。

令和8年度当初予算案は、12月9日に閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」において、「令和8年度予算編成は、令和7年度補正予算と一体として、上記の経済財政運営の基本的考え方（筆者注）に沿って行う。」とされたこと等を踏まえ、編成されたものである。

注：令和7年度総合経済対策の裏付けとなる令和7年度補正予算の早期成立を図り、その成立後には、できる限り速やかに関連する施策を実行すること、その上で令和8年度予算編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行うこと、経済財政運営のあるべき姿は将来世代への責任を果たす「責任ある積極財政」であること、戦略的な財政出動により官民が力を合わせ「危機管理投資」と「成長投資」を進めて社会課題を解決し、「暮らしの安全・安心」を確保すること、などについて記載。

## <各論>

### 1 令和7年度補正予算

消防庁の令和7年度補正予算は130.8億円となっている。令和6年度補正予算（100.3億円）と比べ、30.5億円の増加となっている。

#### (1) 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現 (防災・減災・国土強靱化の推進)

##### ① 林野火災や大規模災害に備えるための緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊は、大規模災害等が発生した際に、全国から消防部隊が被災地へ集中的に出動し、人命救助活動等を実施する制度として、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設されたものである。令和7年4月1日時点で、全国で6,731隊25,731人が登録されており、令和6年の能登半島地震や平成30年の西日本豪雨など、創設以来、これまでに47回出動している（令和8年1月10日現在）。昨年も、2月に発災した岩手県大船渡市林野火災や、3月に発災した愛媛県今治市林野火災において、消防庁長官の求めにより出動したところであり、特に大船渡市林野火災では、15都道府県から出動し、地元消防本部等含め1日当たり最大2,100人規模で消火活動などを実施したところである。

今後も、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害において効果的に救助・救援活動を行うためには、車両・資機材の整備や部隊編成・部隊運用の強化等による緊急消防援助隊の機能強化が必要である。そのため、令和7年度補正予算では、以下の取組を推進するために必要な予算として、86.9億円を計上しているところである。

##### ○ 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材等の配備

消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産又は国有の物品を緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償で使用させることができる。

消防庁では、緊急消防援助隊の活動に必要な装備等のうち、地方公共団体による整備が費用対効果の面から非効率的なものについて、この無償使用制度を活用し、各都道府県の代表消防機関等へ全国的に配備している。今回の補正予算では、昨年8月26日に消防庁長官に手交された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、以下の車両・資機材等を新たに整備し、無償使用させることとしている。

- ・ 海や河川などの水源から遠隔地に大量送水が可能となる海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）

- ・走行中の放水が可能な大型水槽付き放水車
- ・夜間監視・熱源探査ドローン等の資機材を搭載し、狹隘で傾斜のある林道にも機動的に進出可能な林野火災対応ユニット車

このほか、埼玉県八潮市道路陥没事故等を踏まえ、砂、泥、がれきを吸引し、土砂の効率的な除去を可能とする高度土砂吸引車を新たに配備することとしている。

以上の経費として、19.5億円を計上している。

#### ○消防庁ヘリコプターの配備

消防庁ヘリコプターは、前述の無償使用制度に基づき、消防庁が保有し、都道府県や消防本部に無償使用させるもので、全国に現在5機配備されており、緊急消防援助隊の迅速な活動調整のための情報収集や、被災地への派遣人員の輸送等の役割を担っている。今回の補正予算では、南海トラフ地震等に備え、平成25年度以来の増機となる6機目の消防庁ヘリコプターを配備するための経費として、45.0億円を予算計上している（令和7年度以降4箇年度以内の国庫債務負担行為の総額は47.0億円）。

#### ○大規模災害時に活用する特殊車両等の配備

また、同じく無償使用制度により、令和6年度補正予算までに配備する方針を固めている拠点機能形成車や機動前進指揮車、無人走行放水ロボット、冷暖房付き高機能エアータント等の車両・資機材等について、引き続き配備を進めるほか、過去配備した車両・資機材等のうち老朽化したものについて、更新を進めることとしている。

以上の経費として、19.1億円を計上している。

#### ○緊急消防援助隊全国合同訓練

緊急消防援助隊全国合同訓練は、緊急消防援助隊基本計画に基づき、広域的な部隊進出の検証等を目的に、全都道府県が参加して実施するものである。平成7年度以降、概ね5年ごとに計6回実施しており、直近では、令和4年度に南海トラフ地震を想定災害とし、静岡県で開催した。次回は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、令和8年7月に図上訓練、11月に宮城県にて実動訓練（総合）、12月に実動訓練（進出・宿営等）を予定であり、訓練実施に向け、訓練実施場所の整備等を前倒して実施する経費として、3.3億円を計上している。[資料1]

## 資料1

## 令和7年度 総務省消防庁補正予算の主要事業

130.8億円

前年度補正予算比 +30.5億円 30.4%増

(参考:令和6年度 消防庁補正予算100.3億円)

## 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現（防災・減災・国土強靱化の推進）

## 【林野火災や大規模災害に備えるための緊急消防援助隊の充実強化】

## ○ 大船渡市林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材等の配備

- ・水源から遠隔地に大量送水が可能となる海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）を配備。
- ・走行中の放水が可能な大型水槽付き放水車を配備。
- ・夜間監視・熱源探査ドローン等の資機材を搭載し、機動的に進出可能な林野火災対応ユニット車を配備。
- ・八潮市道路陥没事故等を踏まえ、高度土砂吸引車を配備。

【新規】19.5億円



【海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）】



【大型水槽付き放水車】



【林野火災対応ユニット車】



【高度土砂吸引車】

【夜間監視・熱源探査ドローン】

## ○ 消防庁ヘリコプターの配備

- ・南海トラフ地震等に備え、緊急消防援助隊出動の際に、情報収集・映像送信の任務を行う消防庁ヘリコプターを増機。

【新規】45.0億円



【消防庁ヘリコプター】

## ○ 大規模災害時に活用する特殊車両等の配備

19.1億円



【拠点機能形成車】

## ○ 緊急消防援助隊の全国合同訓練

- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した全国合同訓練の令和8年度開催に向けた訓練実施場所の整備等を実施。

3.3億円



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

## ②消防防災分野の新技术・DX推進

消防分野における新技术の実用化等については、令和6年3月に開催された令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第3回）において、復旧・復興支援本部長（内閣総理大臣）から、「災害対応上有効と認められる新技术等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等について、早期に実現可能なものから順次とりまとめ、今後の対策に反映していただきたい」旨の指示があり、令和6年能登半島地震に係る検証チームによる「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」（令和6年6月）において、「新技术等の活用に向け、関係省庁による実装に向けた検討、カタログ化による自治体の活用促進、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていく」こととされた。また、近年災害は多様化・激甚化しており、昨年も、大船渡市林野火災や八潮市道路陥没事故、大分市大規模火災など、最近では類を見ない災害等が相次いでいる。

こうした状況を踏まえ、消防庁では、消防分野における新技术の実用化・活用のための技術的・制度的な課題を解決していくための消防技術戦略のあり方について検討を行うため、外部有識者で構成する「消防技術戦略会議」を今年度から開催し、年度内に「消

---

---

防技術戦略ビジョン（仮称）」を策定することとしている。

競争的研究費は、革新的技術について、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のため、企業・大学等の研究機関と消防機関が協働して実施する研究開発や、その研究成果の社会実装化に関して幅広く提案を募り、高い意義が認められる研究開発を推進する事業である。今回の補正予算では、能登半島地震や大船渡市林野火災、八潮市道路陥没事故など、緊急的な課題解決に資する研究開発を推進するための経費として1.0億円を計上している。

また、「消防力の充実・強化のための新技術現場実装モデル事業」として、建設業や製造業では既に導入が進んでいるスマートグラスなど、他分野では一定の導入が見られるが消防分野では未だ導入が進んでいない新技術等について、消防本部での導入・運用を新たに試行的に実施することとしており、そのための経費として0.5億円を計上している。

いわゆる「マイナ救急」は、救急隊員がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、「自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる」「救急隊が病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行える」「搬送先病院で治療の事前準備ができる」といった効果が見込まれ、救急業務の円滑化につながると期待されている。

令和7年度は、全国すべての720消防本部、5,334救急隊（常時運用救急隊の98%）が参画する実証事業として実施されており、10月から全国展開されたところである。今回の補正予算では、まだタブレット端末等がない残りの救急隊の機器購入に対して補助するとともに、厚生労働省と連携し、マイナ救急で得られた傷病者情報等を医療機関へ一斉送信することで、より効率的に搬送先医療機関を選定する仕組み等を検討することとしており、これらの取組のための経費として2.2億円を計上している。

また、消防庁では、消防指令システム及び消防業務システムの標準仕様を策定したところであるが、今回の補正予算では、今後の新技術等も注視しながら標準仕様の更新を行うとともに、消防指令システムへのAI実装（例：緊急通報の音声の文字起こし、システムへの自動入力）に向けた実証事業を実施するための経費として2.0億円を計上している。[資料2]

**資料2**  
**【消防防災分野の新技术・DX推進】**

○ **消防技術の研究開発**

1.0億円

- ・能登半島地震や大船渡市林野火災、八潮市道路陥没事故など、緊急的な課題解決に資する研究開発を推進。

【研究開発の例】



(大規模林野火災などを早期に抑制する  
消火薬剤を使った空中消火技術の研究)

○ **消防力の充実・強化のための新技术現場実装モデル事業**

【新規】0.5億円

- ・消防分野では未だ導入が進んでいない新技术について、消防本部での導入・運用を試行的に実施。

【モデル事業の例】



○ **マイナ救急の全国展開・機能拡充**

【新規】2.2億円

- ・タブレット端末等購入費への補助制度を創設するとともに、厚生労働省と連携し、マイナ救急で得た情報等を医療機関へ一斉送信し、より効率的に搬送先を選定する仕組み等を検討。

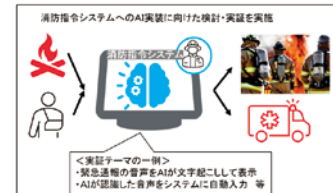


【マイナ救急イメージ】

○ **消防指令システムにおけるAI実証事業**

2.0億円

- ・消防指令システムへのAI実装に向けた実証事業を実施。  
(例：緊急通報の音声の文字起こし、システムへの自動入力)



【AI実証事業イメージ】

③消防団の更なる充実強化

消防団員については、令和7年4月1日現在、約73万2千人となっており、依然として減少傾向にあるものの、重点的に取り組んできた学生消防団員や機能別消防団員、女性消防団員は増加傾向にある。

大船渡市林野火災では、自ら被災しながらも、地域住民の生命・財産を守るため、被害状況の情報収集や避難誘導、消防隊と連携した消火や残火処理、夜間の見回りなどの活動に懸命に従事いただいた。消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、初動から鎮火まで長期にわたり極めて大きな役割を果たし、その重要性があらためて確認されたところである。

近年は、地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発しており、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災力の充実強化、とりわけ、その中核を担う消防団の災害対応能力の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、消防団に対して、救助用資機材等を搭載した多機能消防車を無償貸付するための経費として20.7億円を計上するとともに、ドローン、可搬消防ポンプ、ボートなどの救助用資機材等の整備を補助する「消防団設備整備費補助金」について、大船

渡市林野火災等を踏まえ、補助対象メニューに背負い式消火水のうやウォーターチャージャーなどの林野火災対応資機材を加えた上で、3.0億円を計上している。

また、災害の多様化・激甚化を踏まえ、消防団の災害対応能力の向上のため、全国の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習に加え、ドローンを活用した実践的な技術取得に向けた講習を新たに実施することとしており、そのための経費として0.4億円を計上している。[資料3]

### 資料3

#### 【消防団の更なる充実強化】

##### ○ 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付 20.7億円

- ・ 狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施。

(参考) R6補正予算:20.2億円

【救助用資機材等を搭載した消防車両】



小型動力ポンプ積載車  
(3.5t未満)

オフロードバイク

##### ○ 救助用資機材等の整備に対する補助 3.0億円

- ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施。
- ・ 特に、林野火災を踏まえた火災対応資機材の充実を図るとともに、引き続き、小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進。

(参考) R6補正予算: 2.5億円

【救助用資機材の補助対象(例)】



(可搬消防ポンプ) (ドローン) (背負い式消火水のう)

(ウォーターチャージャー)(衛星通信機器)

##### ○ 消防団ドローン・DX推進事業 【新規】0.4億円

- ・ 都道府県の消防学校において、ドローンの操縦講習に加え、ドローンを活用した実践的な技術取得に向けた講習を実施。



【ドローンの操縦講習の例】

#### ④火災予防対策の推進

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める機器で、地震による電気火災対策として効果的とされている。今回の補正予算では、著しく危険な密集市街地を有する自治体（全国で15市区町）が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し、新たに支援を行うこととしており、そのための経費として0.3億円を計上している。

また、前述の「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、消防庁では、林野火災注意報及び林野火災警報を創設し、令和8年から全国で順次運用を開始し、林野火災に備えることとしている。今回の補正予算では、

林野火災注意報及び林野火災警報の住民への広報など、林野火災の予防に係る広報・啓発等を目的としたモデル事業を実施し、その成果を、全国の地方公共団体へ横展開し、効果的な林野火災予防の普及を推進するための経費として0.1億円を計上している。

## (2) 防衛力と外交力の強化（外交・安全保障環境の変化への対応）

特定臨時避難施設（シェルター）について、沖縄県の先島5市町村（与那国町、竹富町、石垣市、多良間村、宮古島市）のうち、防衛施設のない竹富町、多良間村における整備を新たに支援することとしており、1.6億円を計上している（残りの3市町における整備は防衛省が支援）。[資料4]

### 資料4

#### 【火災予防対策の推進】

##### ○ 著しく危険な密集市街地に対する感震ブレーカーの普及推進

【新規】0.3億円

- 著しく危険な密集市街地を有する地方公共団体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。



【感震ブレーカーの例】

##### ○ 林野火災に係る広報・啓発等モデル事業

【新規】0.1億円

- 林野火災の予防に係る広報・啓発等を目的としたモデル事業を実施し、その成果を、全国の地方公共団体へ横展開し、効果的な林野火災予防の普及を推進。



【林野火災予防の広報・啓発の様子】

## 防衛力と外交力の強化（外交・安全保障環境の変化への対応）

### 【自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化】

#### ○ 特定臨時避難施設（シェルター）の整備

【新規】1.6億円

- 沖縄県の先島5市町村のうち、竹富町、多良間村における特定臨時避難施設の整備を支援。

	竹富町	多良間村
整備場所 (予定)	新築する (西表島)大原 庁舎の地下	新築する 移住定住促進住 宅の地下
平時の 利用方法 (予定)	会議室 事務室	多目的ホール 事務室

## 2 令和8年度当初予算案

令和8年度当初予算案の一般会計は130.0億円（対前年度比+3.8億円）、復興特別会計は1.8億円（対前年度比▲6.1億円）となっている。

## (1) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備に対して補助する緊急消防援助隊設備整備費補助金について、物価上昇を踏まえ、車両・資機材等ごとに定められている補助基準額を見直した上で、対前年度比+5.0億円の54.9億円計上している。

1(1)①のとおり、令和8年度は、緊急消防援助隊全国合同訓練を実施することとしており、当初予算案では消防車両等の輸送費として1.0億円を計上している（令和7年度補正予算では訓練実施場所の整備等のため3.3億円計上）。

また、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、令和8年度においても地域ブロック合同訓練を全国5か所で実施する。ブロックごとに地域の実情に応じた様々な災害を想定し、指揮本部運営訓練、部隊参集訓練及び部隊運用訓練を実施することとしており、0.9億円を計上している。[資料5]

複雑多様化する災害に対応するため、国際規格を満たしたロープレスキュー技術等の高度化育成研修を新たに実施し、全国の緊急消防援助隊へ救助技術の普及を推進するこ

資料5 令和8年度 総務省消防庁予算（案）の概要	
<p><b>○一般会計 130.0億円</b> (対前年度比+3.8億円、3.0%増)</p> <p><b>○復興特別会計 1.8億円</b> (対前年度比 △6.1億円、76.7%減)</p>	<p>(一般会計) <b>R8当初予算(130.0)+R7補正(130.8):260.7億円</b> (+34.2億円、15.1%増)</p> <p>(参考) R7当初予算+R6補正:226.5億円</p>
括弧内は前年度当初予算額、前々年度補正予算額	
<b>一般会計</b>	
<p><b>1. 緊急消防援助隊の充実強化 58.1億円</b></p> <p>① 緊急消防援助隊設備整備費補助金 54.9億円(R7 49.9億円)</p> <p>「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強するため、車両・資機材の整備を促進。</p> <p style="text-align: right;">※令和7年4月1日時点 6,731隊</p> <p>② 緊急消防援助隊の全国合同訓練 1.0億円(R6補 1.2億円)</p> <p>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、令和4年度以来となる全国合同訓練を北海道及び宮城県において開催。</p> <p>③ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の実施 0.9億円(R7 1.0億円)</p> <p>緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、地域ブロック合同訓練を実施（全国5箇所で開催）。</p>	 <p>【消防ポンプ自動車】</p>  <p>【救助工作車】</p>  <p>【緊急消防援助隊全国合同訓練】</p>  <p>【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練】</p>

ととしており、そのための経費として0.1億円を計上している。

さらに、各都道府県、消防本部における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、受援の経験を有し、専門的知見を有する消防職員等をアドバイザーとして全国に派遣し、研修や訓練企画支援等、具体的な助言や情報提供を新たに実施することとしており、そのための経費として0.03億円を計上している。

消防本部の職員を陸上自衛隊航空学校に派遣し、事業用操縦士資格（回転翼）を取得させ、消防防災ヘリコプター操縦士を計画的に養成するための経費として0.1億円を引き続き計上している。[資料6]

## 資料6 一般会計



### 1.緊急消防援助隊の充実強化

#### ④ 緊急消防援助隊への救助技術の高度化及び普及事業【新規】0.1億円

複雑多様化する災害に対応するため、国際規格を満たしたロープレスキュー技術等の高度化育成研修を実施。



【高度化育成研修のイメージ】

#### ⑤ 緊急消防援助隊受援アドバイザー派遣事業【新規】0.03億円

各都道府県、消防本部における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、受援に関する専門的知見を有するアドバイザーを全国に派遣し、研修や訓練企画支援等を実施。



【アドバイザー事業のイメージ】

#### ⑥ 消防防災ヘリコプター操縦士の養成 0.1億円(R7 0.1億円)

消防本部の職員を陸上自衛隊航空学校に派遣し、事業用操縦士資格（回転翼）を取得させ、消防防災ヘリコプター操縦士を計画的に養成。



【ヘリコプター操縦士養成のイメージ】

## (2) 消防防災分野の新技术・DX推進

1(1)②の競争的研究費については、令和8年度は、消防行政の課題解決に資するAIやロボティクスなどの新技术に関する研究開発を推進するため1.4億円を計上しており、令和7年度補正予算で計上した1.0億円と合わせて2.4億円（対前年度比+0.1億円）を確保している。

消防の現場が求める新技術の研究開発・実装を促進するため、消防機関と企業等が意見交換等を行うマッチングイベントの開催等を新たに実施することとしており、そのための経費として0.6億円計上している。

AIを活用した救急隊運用最適化については、現在北九州市消防局等で行われている検証事業を踏まえ、救急需要の将来推計方法の予測精度の向上のための検討等を行うこととしており、0.4億円を計上している。[資料7]

**資料7**  
**一般会計**



---

**2.消防防災分野の新技術・DX推進**

**7.8億円**

**① 消防技術の研究開発** **1.4億円(R7 2.3億円)**

消防行政の課題解決に資するAIやロボティクスなどの新技術に関する研究開発を推進。

(参考)R7補正予算:1.0億円



(AI等を活用して濃煙中でもリアルタイムで視界を確保する技術)  
【研究開発の例】

**② 消防の現場ニーズと技術シーズのマッチング促進等** **【新規】0.6億円**

消防機関と企業等の連携を促進するマッチング支援事業等を実施。



【消防機関と企業等とのマッチングイベントのイメージ】

**③ AIを活用した救急隊運用最適化等救急需要増加への対応策の研究** **0.4億円(R7 0.4億円)**

救急搬送人数の将来予測を踏まえたAIを活用した救急隊運用最適化システムの高度化を実施。



【AIを活用した救急需要予測】

AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方については、AI等を活用し、危険物取扱作業の遠隔監視を行う方策について検討することとしている。

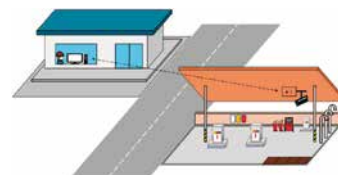
また、火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築として、昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、新たな利用形態の施設（無人化、業務自動化）における防火管理について、新技術を活用した実効性の確保策を検討やデジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方を検討することとしている。

消防研究センターにおいて、土砂災害現場等における二次被害の危険箇所等について、ドローンや3次元空間計測技術を用いて分析する技術の研究開発を行うこととしており、0.6億円を計上している。[資料8]

## 2. 消防防災分野の新技术・DX推進

### ④ AI・IoT等の新技术を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討 0.7億円の内数(R7 0.7億円、R6補 0.1億円)

AI等を活用し、危険物取扱作業の遠隔監視を行う方策について検討。



【遠隔監視のイメージ】

### ⑤ 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築 0.4億円の内数(R7 0.4億円)

- ・ 新たな利用形態の施設（無人化、業務自動化）における防火管理について、新技术を活用した実効性の確保策を検討。
- ・ デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方を検討。



【新技术を活用したイメージ】

カメラ画像のAI認識や消火装置を制御するIoTにより、消防設備等の自動点検や火災の早期検知、自動消火等を行う。

### ⑥ ドローン・3次元空間計測技術等を活用した災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.6億円(R7 0.6億円)

土砂災害現場等における二次被害の危険箇所等について、ドローンや3次元空間計測技術を用いて分析する技術の研究開発を推進。



【ドローンレーザーによる地形の夜間計測と解析結果】

### (3) 消防団等の充実強化

先に述べたように、消防団員については、令和7年4月1日現在、約73万2千人となっており、依然として減少傾向にあるものの、重点的に取り組んできた学生消防団員や機能別消防団員、女性消防団員は増加傾向にある。

この消防団の充実強化を図るため、「消防団の力向上モデル事業」として、大船渡市林野火災等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するなど、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進することとしており、対前年度比+0.1億円となる3.9億円を計上している。

女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化することとしている。著名人を起用したポスター等の全国的な広報や、入団促進イベントの開催、地方公共団体が主催するイベントへの支援などを行うため、1.4億円を計上している。

災害が激甚化・頻発化する中、地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等

の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織である自主防災組織の活性化のための取組を支援するための経費として1.0億円を計上している。[資料9]

**資料9**  
**一般会計**



---

3. 消防団等の充実強化

7.9億円

**(a) 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等**

**① 消防団の力向上モデル事業** **3.9億円 (R7 3.8億円)**

- ・ 消防団の充実強化につながるモデル事業を推進。
- ・ 特に、林野火災対応力の強化や、女性や若者の入団促進を図る取組を重点的に支援。

**② 消防団入団促進広報事業** **1.4億円 (R7 1.4億円)**

女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化。

**③ 自主防災組織等活性化推進事業** **1.0億円 (R7 1.0億円)**

自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発など、自主防災組織等を活性化するための取組を実施。

【モデル事業の例】



(林野火災想定訓練)



(学園祭でのブース出展)



【入団促進イベントのイメージ】



【消防団入団促進用ポスター】



【自主防災組織等立ち上げ支援】



【災害対応訓練】

#### (4) 常備消防等の充実強化

##### (a) 広域化等による常備消防の充実強化

大規模災害や特殊災害による被害を最小限に抑え、国民の安心・安全を確保するため、大規模地震の際に消防水利、飲料水や生活用水を確保するために必要な耐震性貯水槽など、消防防災施設の整備を戦略的・重点的に促進する必要があることから、消防防災施設整備費補助金について、前年度同額の13.7億円を計上している。

消防庁では、かねてより推進している消防の広域化と併せ、平成29年度に消防の連携・協力を制度化し、直ちに広域化の実現が困難な地域においては、指令の共同運用や車両の共同整備など段階的な広域化も推進している。アドバイザー派遣などを通じ、都道府県、市町村が広域化等の取組を進められるよう支援していくこととしており、0.2億円を

計上している。

## (b) 人材育成

各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明の取得支援を実施する「ドローン活用人材事業」のための経費として0.1億円を計上している。[資料10]

### 資料10 一般会計



#### 4. 常備消防等の充実強化

16.6億円

##### (a) 広域化等による常備消防の充実強化

###### ① 消防防災施設整備費補助金 13.7億円 (R7 13.7億円)

住民生活の安心・安全を確保するため、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進。



【耐震性貯水槽】

###### ② 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円 (R7 0.2億円)

消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化や指令の共同運用など連携・協力を推進するためのアドバイザーの派遣等を実施。



【おおいた消防共同指令センター】

##### (b) 人材育成

###### ① ドローン活用人材育成事業 0.1億円 (R7 0.1億円)

各消防本部等に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明の取得支援を実施。



【アドバイザー育成研修のイメージ】

消防大学校における教育訓練の充実・強化及び効率化のため、事前学習用のeラーニングシステムのコンテンツ制作や、インターネットを活用したリモート授業等を実施することとしており、0.9億円を計上している。

## (c) 救急・救助体制の確保

令和6年中の救急出動件数は、全国で約772万件となり、対前年比8万件の増加となった。高齢化の進展などを背景に、今後の救急需要はますます多様化していくものと見込まれることから、限りある搬送資源である救急車の適時・適切な利用を推進する必要がある。「救急安心センター事業」(#7119)の全国展開を加速するため、#7119普及促進アドバイザー制度や未実施団体に対する個別訪問を実施するなど、全国展開に向けた取組を継続するための経費として、0.03億円を計上している。

年々多様化・高度化する救助事象等に対応し、救助技術の高度化を推進するため、有識者及び消防本部等の委員により、救助活動上の課題を整理し、効果的な救助手法等について検討する救助技術の高度化等検討会（平成9年度～）や、救助技術の研究開発及び活動事例の発表や意見交換により、救助体制の更なる向上を図る全国消防救助シンポジウム（平成10年度～）を開催することとしており、そのための経費として0.2億円を計上している。[資料11]

**資料11**  
**一般会計**



**4.常備消防等の充実強化**

**② e-ラーニングシステムの運用・学生用リモート授業**  
**0.9億円(R7 1.0億円)**

消防大学校における教育訓練の充実・強化及び効率化のため、事前学習用のe-ラーニングシステムのコンテンツ制作や、インターネットを活用したリモート授業等を実施。

職場・自宅等のPCで学習

消防職団員の能力強化



【インターネットを活用したe-ラーニング・リモート授業】

**(c) 救急・救助体制の確保**

**① 救急救命体制の整備・充実**  
**0.03億円(R7 0.03億円)**

住民からの電話による救急相談等に対応する救急安心センター事業（#7119）の更なる展開拡大に向け普及促進アドバイザー等を派遣。



【救急安心センター事業（#7119）の概要】

**② 救助技術の高度化**  
**0.2億円(R7 0.2億円)**

年々激甚化・複雑化する自然災害等における救助業務の充実強化を図るため、各種救助活動マニュアル、動画コンテンツ等を作成。

## (5) 火災予防対策の推進

### (a) 火災予防対策の推進

住宅火災による高齢者の死者が7割以上であり、高齢化の進展に伴い死者が増加傾向にあることを踏まえ、広報用映像資料等を制作するなど、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進することとしており、0.2億円を計上している。

火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築については、2(2)に記載のほか、環境に配慮した、PFASを用いない泡消防設備の技術基準の検討を行うこととしており、計0.4億円を計上している。[資料12]

5. 火災予防対策の推進

3.2億円

(a) 火災予防対策の推進

① 住宅防火対策等の推進

0.2億円 (R7 0.2億円)

高齢化の進展に伴い死者が増加傾向にあることを踏まえ、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進。



【住宅防火対策の推進】

② 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築（一部再掲）

0.4億円 (R7 0.4億円)

- ・ 環境に配慮した、PFASを用いない消火設備の技術基準の検討。
- ・ デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方に係る検討。



【水系消火設備のイメージ】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討については、2(2)に記載のほか、バイオ燃料や合成燃料等を利用する危険物施設の技術基準のあり方や、危険物施設の泡消火設備におけるPFASを用いない消火方法について検討することとしており、計0.7億円を計上している。[資料13]

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所での事故件数は443件（令和6年中）となっている。引き続き、自衛防災組織の技能向上のための技能コンテストの実施や、PFASを含有せず、大型石油タンクの全面火災の消火に有効な泡消火薬剤及び消火システム等の導入についての検討等を行うことにより、特殊災害対策を充実強化し、石油コンビナート等における防災対策を推進することとしている。[資料14]

(c) 消防用機器等の海外展開

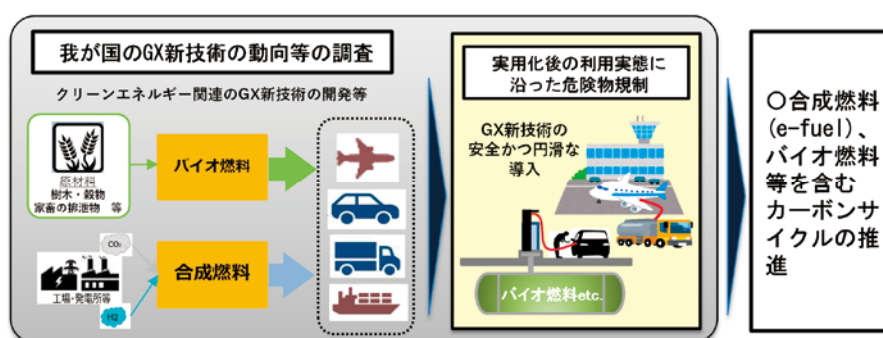
経済発展や都市化が進展するアジア諸国の消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催する。開催地の消防・防災関係者が多数集まることから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する取組の一つとして、日本企業に対し、製品PRのためのプレゼンテーションや、出展ブースにおける展示の機会を提供することとしており、そのための経費として0.3億円

## 5.火災予防対策の推進

### (b) 危険物施設等の安全対策の推進

#### ① AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討(一部再掲) 0.7億円(R7 0.7億円、R6補 0.1億円)

- ・ AI等を活用し、危険物取扱作業の遠隔監視を行う方策について検討。
- ・ バイオ燃料や合成燃料等を利用する危険物施設について、技術基準のあり方を検討。
- ・ 危険物施設の泡消火設備について、P F A Sを用いない消火方法を検討。



## 5.火災予防対策の推進

#### ② 石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 0.04億円(R7 0.04億円)

石油コンビナート等の災害対策を充実強化させるために自衛防災組織の技能コンテスト等を実施。



【石油コンビナートにおける技能コンテスト】

#### ③ 石油コンビナート災害にかかる防災活動支援 0.2億円(R7 0.2億円)

P F A Sを含有せず、大型石油タンクの全面火災の消火に有効な泡消火薬剤及び消火システム等の導入について検討。



【大容量泡放射システム】

を計上している。

また、東南アジア諸国等で消防用機器等の日本規格を導入する余地がある新興国を絞り込み、日本製品の品質の高さを支える日本規格と日本の認証制度等の導入により自国の防火安全性が大きく向上することを相手国政府に理解してもらうことで、日本の規格・認証制度の浸透を図ることを目指すための経費として0.1億円を計上している。

消防用機器の国際的な規格はISOに定められている。欧米の規格・基準の調査や比較実験等を踏まえた検討を行い、ISOの議論において日本の意見を反映させることにより、日本の消防用機器等の国際標準化を目指すこととしており、0.04億円を計上している。[資料15]

## 資料15 一般会計



### 5. 火災予防対策の推進

#### (c) 消防用機器等の海外展開

- ① 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.3億円 (R7 0.4億円)
- ② 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.1億円 (R7 0.2億円)
- ③ 消防用機器等の国際動向への対応 0.04億円 (R7 0.05億円)

日本製品の海外展開を推進するため、日本の規格・認証制度の普及及び日本企業による製品の紹介を東南アジア諸国に対して進めるとともに、消防用機器等の国際標準化への対応を推進。



【消防防災関連企業における製品紹介  
(国際消防防災フォーラム 令和7年2月 インドネシア)】



【ベトナム消防防災展での講演の様子(令和6年8月)】



【国際標準規格の策定に係る国際会議での意見等を通じて、国内規格との整合性を確保】

## (6) 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

### (a) 自治体の災害対応能力の強化

市町村長は、被害情報等の収集、住民避難、救助・救急活動、避難所運営、物資供給など災害のフェーズに応じた災害対応の在り方に関する知見を持ち、大規模な災害が発

生した場合には災害対策の進捗把握・応援の必要性判断を含めた人的資源の活用などの「災害マネジメント」を行う必要があることから、これらに関する市町村長向けの訓練を行うほか、地方公共団体の危機管理・防災責任者等を対象とした研修を行う。小規模市町村に対し、災害初動対応力向上のため、都道府県と連携し、訓練の企画・実施・検証段階を通じた総合的な支援を行う。また、子どもが楽しみながら学べる「防災・危機管理e-カレッジ」について、コンテンツの充実を図る。これらのための経費として、0.4億円を計上している。[資料16]

資料16  
一般会計



6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

13.0億円

(a) 自治体の災害対応能力の強化

① 自治体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進  
0.4億円(R7 0.4億円)

市町村長を対象とした災害対応シミュレーション訓練やセミナーのほか、自治体の危機管理・防災責任者等を対象とした研修を実施。



【市町村長訓練(オンライン)】



【全国防災・危機管理トップセミナー】

(b) 自治体の国民保護体制の強化

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施を通し、実際に行われた訓練について調査・検証を行い、訓練の優良事例集を作成し、地方公共団体に横展開を図ることで訓練の高度化を図ることとしており、そのための経費として0.02億円を計上している。

国民保護訓練が効果的かつ実践的な訓練となるよう支援するため、国民保護訓練等に関し知見を有する地方公共団体職員等をパートナーとして委嘱し、派遣を希望する地方公共団体の訓練に派遣することで、訓練統制・訓練評価等を実施することとしており、そのための経費として0.04億円を計上している。

検定協会だより 令和8年2月

弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の更なる向上のため、国と地方公共団体で、国民保護共同訓練を行っており、同訓練については、地方公共団体が支弁する政令に定めるものを除く費用を国が負担することとされており、1.2億円を計上している。

また、爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等を緊急一時避難施設として指定することを促進するため、知見のある地方公共団体の職員等をアドバイザーとして委嘱し、助言・相談を希望する地方公共団体等に派遣することとしており、そのための経費として0.03億円を計上している。[資料17]

資料17  
一般会計



6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

(b)自治体の国民保護体制の強化

① 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集作成  
0.02億円(R7 0.06億円)

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施回数増加を踏まえ、優良事例集の作成・配布を実施。



【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

② 国民保護訓練パートナー制度による県主導訓練高度化  
0.04億円(R7 0.03億円)

国民保護共同訓練（県主導訓練）の高度化を推進するため、知見を蓄積した自治体職員等をパートナーとして派遣。



【国と自治体の国民保護共同訓練】

③ 国民保護共同訓練の充実強化  
1.2億円(R7 1.2億円)

弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の向上を図るため、国と地方で共同訓練を実施。



【地下施設等の避難施設の指定促進】

④ 緊急一時避難施設指定推進アドバイザーの派遣  
0.03億円(R7 0.05億円)


爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の避難施設の指定を促進するため、知見を蓄積した自治体職員等をアドバイザーとして派遣。

国民保護事案が発生した際、市町村は避難経路、手段等を内容とする「避難実施要領」を直ちに作成する義務があるが、事案発生後の短時間のうちに作成することは容易ではないことから、あらかじめ複数のパターンを作成しておくことが望ましいとされている。避難実施要領のパターンの複数化・高度化のため、パターン作成に関し知見を有する地方公共団体職員等をアドバイザーとして委嘱し、希望する市町村に派遣してパターン作成を促進するほか、消防庁・都道府県の共催により、市町村を対象とした研修会を開催し、

パターン作成について働きかけていくなど、迅速かつ的確な国民保護措置の実施を図る。これらの経費として、合わせて0.06億円を計上している。

沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施することとしており、0.1億円を計上している。[資料18]

**資料18**  
**一般会計**




**6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化**

**⑤ 避難実施要領のパターン作成促進研修会の開催**  
0.04億円(R7 0.04億円)

市町村が有事の際に、避難経路、手段等を「避難実施要領」として定め、直ちに住民の避難誘導ができるよう、研修会の開催により、「避難実施要領のパターン」の作成を促進。

○ 避難実施要領とは、国民保護事案が発生した場合、様々な関係機関が、共通の認識のもとで住民の避難オペレーションを円滑に行えるよう、**避難経路や避難手段、関係職員の配置等**について市町村が作成するもの。(根拠：**国民保護法第61条**)

○ 市町村は、(中略)複数の**避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておく**よう努めるものとする。  
(**国民保護基本指針 (H17.3.25 閣議決定)**)



(住民避難に関する調整の流れ)

実際の事案発生時において、**直ちに避難実施要領を作成する暇がないため、ひな型として避難実施要領のパターンをあらかじめ作成**

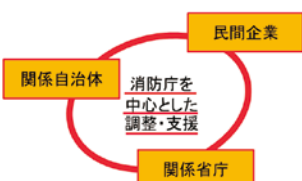
《パターン作成の付随的効果》

- ① 記載内容や作成手順について習熟するための機会
- ② 関係機関とのネットワーク構築、各部署・機関の役割等に係る認識共有の機会
- ③ 施設等周辺の**状況確認**(居住人口、避難施設・避難経路等)

【避難実施要領と避難実施要領のパターンの関係】

**⑦ 広域避難の検討に係る支援**      0.1億円(R7 0.1億円)

沖縄県及び先島5市町村(与那国町、竹富町、石垣市、多良間村及び宮古島市)における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施。



武力攻撃災害・自然災害等が発生した際に瞬時に警報・避難等の緊急情報伝達を可能とする全国瞬時警報システム(Jアラート)について、確実な運用を継続的に実施するとともに、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムの確実な稼働体制を確保するための経費として、4.1億円を計上している。

**(c) 防災情報の伝達体制の強化**

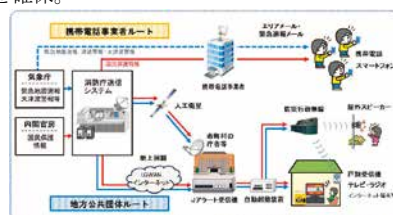
災害情報伝達を行うための新技術の活用に関する調査検討のための経費として0.3億円を計上している。[資料19]

## 6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

### ⑧ Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保

4.1億円(R7 3.8億円)

- ・ 全国瞬時警報システム（Jアラート）について、確実な運用を継続的に実施。
- ・ 「武力攻撃事態等における安否情報・提供システム（安否情報システム）」の確実な稼働体制を確保。



【Jアラート発信(イメージ)】



【安否情報システムフロー図(イメージ)】

### (c) 防災情報の伝達体制の強化

#### ① 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討 0.3億円(R7 0.3億円)

災害情報伝達を行うための新技術の活用に関する調査検討。



【調査対象となる新技術のイメージ】

## (7) 消防防災分野における女性や若者の活躍推進

### (a) 常備消防

消防本部における女性職員は、令和7年4月1日現在でその割合は3.8%にとどまっている。消防庁では、令和7年12月にとりまとめられた「消防本部における女性活躍推進に関する検討会報告書」を踏まえ、女性消防吏員の比率について将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、まずは5年後（令和13年度）までに採用者に占める女性の比率を10%以上とする目標を新たに掲げたところである。令和8年度は、更なる取組の推進に向けて、ポスターやSNS広告等による広報活動等を実施することとしており、これらのための経費として、0.7億円を計上している。

また、上記報告書では、ハラスメント対策についてもあらためてとりまとめられたところであり、これを踏まえ、令和8年度は、消防本部のハラスメント相談担当者に対する研修会や、消防職員等からの相談を受け付ける消防庁ハラスメント相談窓口の運営、消防本部におけるハラスメント防止に関するテキストの改訂を実施することとしてお

り、これらのための経費として、0.1億円を計上している。

## (b) 消防団・自主防災組織等

全国の女性消防団員が一堂に集い、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催するとともに、講演会やシンポジウムなど、地域防災に関する理解を深めるための地方自治体の取組を支援する地域防災力充実強化推進事業を実施することとしている。加えて、消防団への加入促進、消防団の充実強化や活性化等の方策について助言を行う消防団等充実強化アドバイザーを派遣するための経費として、0.1億円を計上している。

消防団の力向上モデル事業及び消防団加入促進広報の実施等については2(3)に記載のとおり。[資料20]

資料20 一般会計		FDMA 住民とともに	
<b>7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進</b>		<b>7.7億円</b>	
<b>(a) 常備消防</b>			
① 女性消防吏員の更なる活躍推進等	0.7億円 (R7 0.7億円)		【女性消防吏員の採用ポスター】 【女性消防吏員のPR動画】
「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の議論を踏まえ、ポスターやSNS広告等による広報活動等を実施。			
② 消防本部におけるハラスメント対応策	0.1億円 (R7 0.1億円)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部のハラスメント相談担当者に対する研修会や、消防職員等からの相談を受け付ける消防庁ハラスメント相談窓口を運営。</li> <li>消防本部におけるハラスメント防止に関するテキストの改訂を実施。</li> </ul>			
<b>(b) 消防団・自主防災組織等</b>			
① 消防団の力向上モデル事業(再掲)	3.9億円 (R7 3.8億円)		【女性団員による救急救命訓練の様子】
② 自主防災組織等活性化推進事業(再掲)	1.0億円 (R7 1.0億円)		
女性が活動しやすい環境づくり(ソフト施策と一体となった具体的環境整備を含む)や、女性の視点を反映させた取組を支援し、モデル事業として優良事例を横展開。			【女性の活動環境整備】
③ 消防団入団促進広報事業(再掲)	1.4億円 (R7 1.4億円)		【自主防災組織員向けワークショップの様子】
④ 地域防災力充実強化推進事業	0.3億円 (R7 0.3億円)		
⑤ 全国女性消防団員活性化大会	0.1億円 (R7 0.1億円)		
⑥ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣	0.1億円 (R7 0.1億円)		
女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、各種広報活動や消防団等充実強化アドバイザーの派遣等を実施。			【全国女性消防団員活性化大会の様子】

## (8) 被災地における消防防災体制の充実強化

### (a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、消防ポンプ自動車等の消防防災施設・設

備については、その早期復旧を支援するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第7条の規定により、事業費の3分の2を被災地方公共団体に補助することとされている。地方公共団体からの要望に基づき、被災地の早期復旧を引き続き支援するための経費として、施設の復旧について0.3億円、設備の復旧について0.1億円を計上している。

## (b) 被災地における消防活動の支援

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域においては、田畑や空地に雑草等が繁茂して住宅地に連続する状況にある一方、住民不在のため消防機関の火災覚知が遅れがちであり、かつ、消防団等による消防力確保も期待できないことから、火災が大規模化するおそれが高い。そこで、地方公共団体からの要望に基づき、避難指示区域を管轄する消防本部の的確・迅速な消防活動を確保するとともに、福島県内の消防本部又は都道府県による適切な消防活動の応援等を支援するための経費として、1.4億円を計上している。[資料21]

### 資料21 復興特別会計



## 被災地における消防防災体制の充実強化 1.8億円

### (a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

- ① 消防防災施設災害復旧費補助金 0.3億円(R7 4.2億円)
- ② 消防防災設備災害復旧費補助金 0.1億円(R7 0.1億円)

東日本大震災により被災した消防庁舎、消防団拠点施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援。



【消防団拠点施設復旧事業】  
福島県双葉郡富岡町 夜の森消防団所（第3分団）

### (b) 被災地における消防活動の支援

- ① 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 1.4億円(R7 3.6億円)

福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の応援等、消防体制強化に必要な経費を支援。



【避難指示区域における消防活動のイメージ】



# ISO/TC21/SC6/WG2、ISO/TC21/SC6/WG4及びISO/TC21/SC6国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課  
望 月 文 雄

## 1 はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）国際会議が、令和7年11月11日から12日までの2日間、シンガポールのマリーナベイサンズエキスポで開催された。ISO/TC21/SC6には、2つの作業部会が置かれており、今回WG2（粉末消火剤）及びWG4（水性消火剤）の2つの作業部会も併せて開催され、WG2、WG4及びSC6に出席したので報告します。

## 2 場 所 シンガポール マリーナベイサンズエキスポ



写真1 会場入り口



写真2 SC6会議風景

### 3 第11回ISO/TC21/SC6/WG4国際作業部会会議報告

(1) 日 時 令和7年11月11日（火） 9：30～16：30

(2) 出席者 Thomas Leonhardt（WG2国際主査/ドイツ）、Jan-Wilhelm Brockman（ドイツ）、Shugarman Blake（アメリカ）、Shuang Zhuang、Lu Wang（中国）  
日本：佐澤 潔（SC6国内委員長）、望月文雄（SC6/WG4国内主査）  
牧野敦子（通訳）

WEB：フランス、トルコ

#### (3) 議 事

##### ア 開催宣言

Leonhardt氏より開会宣言と開催にあたって協力のあった関係各所に対し謝辞を行った。

##### イ 参加者の確認

各自自己紹介を行い参加者の確認をした。

##### ウ ISO業務における倫理及び行動規範について

各委員は再確認するように指示があった。

##### エ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

##### オ ISO7203-1～4シリーズの見直しに関して

###### （ア）ISO7203-1～3の定期見直し投票結果

ISO7203-1～3の定期見直し投票の結果について、各国の投票結果、規格を継続することになり、次回の定期見直しは2027年になる。

###### （イ）フッ素フリー泡消火薬剤について

国際主査からフッ素含有物の世界的な規制により、フッ素含有泡消火剤の代替品になっているフッ素フリー泡消火薬剤の規格化について提案があった。ISO7203-1～4シリーズの見直し投票を行い、フッ素フリー泡消火薬剤の規格化に向けて議論を進めて行くことになった。

##### カ フッ素フリー泡消火薬剤の規格化について

フッ素フリー泡消火薬剤を規格化する際に必要な項目を各国で議論した結果、以下の項目が提案された。

- ・フッ素フリー泡消火薬剤の定義について（意図的・非意図的、含有量を含む）

- ・フッ素含有泡消火設備の代替としてのフッ素フリー泡消火薬剤を使用した際の適合性の確認方法
- ・フッ素フリー泡消火薬剤を使用に適応する標準発泡装置の開発
- ・フッ素フリー泡消火薬剤に適応するに発泡ノズル及び設備の開発
- ・フッ素フリー泡消火薬剤で水成膜試験を行うかについて
- ・フッ素フリー泡消火薬剤の性能に対応する分類作業を新たに行うかについて
- ・フッ素フリー泡消火薬剤に対応した消火試験の等級の調整の必要性について
- ・フッ素フリー泡消火薬剤の品質を保つための性状試験について

以上の提案を基にフッ素フリー泡消火薬剤の規格化に向けて、今後議論していくことになった。また他の案があれば、後日コメントを提出することになった。

#### キ フッ素フリー泡消火薬剤の定義について

各国がフッ素フリー泡消火薬剤の定義を発表した。EN規格を基にしてPFAS等の文言を加えた案が採用され、今後投票にかけることになった。また他の規格で使用されているフッ素フリーの定義を調査し、整合性を図る方向で定義を決めて行くことになった。

#### ク フッ素フリー泡消火薬剤における水成膜試験について

フッ素フリー泡消火薬剤では、水成膜を形成しない可能性が高く、消火性能は消火試験で担保できるので、フッ素フリー泡消火薬剤では水成膜試験は行わないことになった。

#### ケ ISO7203-01～03に定期見直し投票の際に提出されたコメントについて

今回ISO7203-01～03シリーズの定期見直し投票で提出された、中国のコメントについて議論した。

##### (ア) 14.1.1製造日の記載について

現在のISO規格では製造品に記載する日付の項目は年だけなので、年月日に直すべきという意見について議論した結果、他の国から特に意見がなかったため、次回の改定案で修正し投票することになった。

##### (イ) 14.1定期点検について

現在設置されている泡消火薬剤を5年ごとに定期点検を行い、性状試験や性能試験の確認をするべきという意見について議論した結果、各国で泡消火薬剤の保証期間が異なることやISOは強制力が高いので定期点検の年数は決めるべきでないという意見が出たため、このコメントは取り下げた。

##### (ウ) 7.2せん断応力について

せん断応力について測定値が複数あるので、測定値を統一したほうが良いのではないかというコメントについて、議論した結果、泡消火薬剤の種別によって値が異なり、測定値を1点に決めてしまうと、測定できない恐れがあるという意見が出たため、このコメントは取り下げた。

(エ) AnnexIの記載の統一について

ISO7203-1とISO7203-2～3で、AnnexIの記載の仕方が異なっているので、統一するべきという意見について、確認した結果、記載方式をISO7203-2～3に合わせ、次回の改定案で修正し投票することになった。

コ 今後の予定について

ISO7203シリーズにフッ素フリー泡消火薬剤を規格に取り込むための期間を議論した結果、改定作業のスケジュールは、①WGドラフト、②CIB投票、③規格化で、各項目を1年の期間を見込んでいて、3年後に規格化する。

#### 4 第5回 ISO/TC21/SC6/WG2国際作業部会議報告

(1) 日 時 令和7年11月12日（水）10：00～12：30

(2) 出席者 Thomas Leonhardt (WG2国際主査/ドイツ)、Jan-Wilhelm Brockman (ドイツ)、Shugarman Blake (アメリカ)、Shuang Zhuang、Lu Wang (中国)  
日本：佐澤 潔 (SC6国内委員長)、望月文雄 (SC6/WG2国内主査)  
牧野敦子 (通訳)

(3) 議 事

ア 開催宣言

Leonhardt氏より開会宣言と開催にあたって協力のあった関係各所に対し謝辞を行った。

イ 参加者の確認

WG4と出席者が変わらなかったため省略された。

ウ ISO業務における倫理及び行動規範について

WG4と出席者が変わらなかったため省略された。

エ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

オ ISO7202（防火－消火剤－粉末）の見直しについて

#### (ア) ISO7202の定期見直し投票結果

ISO7202の定期見直し投票の結果について、各国の投票結果、規格を継続することになり、次回の定期見直しは2028年になる。

#### (イ) リサイクル薬剤について

現在世界的にリン酸アンモニウムの原料不足により値段が高騰している。そのため未使用の薬剤を回収し、回収品を調整してからリサイクル薬剤として再利用化が進んでいる。しかし薬剤を再利用する基準はない。薬剤を再利用した場合の問題点について議論した。

議論した結果、以下の問題点が出た。

- ・リサイクル品は異物の混入や濃度が変わる可能性があるので、リサイクル薬剤に適した基準を決める必要がある。
- ・ヨーロッパでは粉末薬剤を回収した際、ABC薬剤とBC薬剤を同時に回収し薬剤を混ぜてしまう事故が起こり、消火性能を発揮しない問題が起こっている。
- ・粉末薬剤回収業者が薬剤を回収した後の調整基準がないので、製造ロットにより品質が異なり本来必要な性能を発揮できない問題が起こっている。

これらの問題点があるが改定作業については、見直し投票の時のコメントについて主旨を確認してから、改定作業を進めるかについて議論することになった。

#### カ 5.4及びAnnexDに関するコメントについて

国際主査より2010年に日本が提案した5.4及びAnnexDに関するコメントについて未議論リストに入っているため、趣旨説明を求められたが、後日あらためて回答することにした。また、国際主査に該当提案の議論が終了していることを確認して欲しい旨の要望をした。

#### キ 13.3消火試験の代替試験について

中国より規格化されている消火試験は消火者の能力によって、結果に違いがあるので人が介在しない代替試験の提案があり、ドイツからロボット等で消火試験を行うには、水系の薬剤なら消火試験の精度は上がってきているので、可能かもしれないが、粉末系は難しいとの意見が出た。

中国の提案はロボットを使用せず特殊な機器に粉末をいれ、分析にかけて薬剤の濃度を計測し、消火能力を判定する方法であった。

しかし、国際主査から特定の機器でしか行えない試験方法は、ISOでは推奨できず標準化できないとの意見があり、中国はコメントを取り下げた。

#### ク 7及び13.4粉末の流動性を確認する試験について

ドイツより粉末の流動性を確認するための試験として、現在回転式の装置を使用しているが、ISO7165：2017（手提げ式消火器）に記載されている篩の振動試験による試験方法を採用しても良いのではないかという意見があり、今後試験を変更するかについて投票することになった。

#### ケ 11及び13.8電気絶縁性を確認する方法について

ISO7203で行っている粉末の絶縁性を確認する方法について、電気絶縁性試験について削除すべきではないかという意見が出た。各国に実施状況を確認した結果、今回参加したほとんどの国で採用していないため、今後電気絶縁性を削除するかについて後日投票することになった。

#### コ 今後の予定について

議論した結果、ISO7203規格を改定すべきという意見が参加国から出たため、規格改定に向けて議論を進めることになった。改定作業のスケジュールは、①WGドラフト、②CIB投票、③規格化で、各項目を1年の期間を見込んでいて、3年後に規格化する。

## 5 第35回ISO/TC21/SC6国際分科会会議報告

(1) 日 時 令和7年11月12日（水）13：30～16：30

(2) 出席者 Shuai Wang（議長）Shuang Zhuang（事務局）（中国）、Thomas Leonhardt、Jan-Wilhelm Brockman（ドイツ）、Shugarman Blake（アメリカ）、Peiyao Chen、Lu Wang（中国）

日本：佐澤 潔（SC6国内委員長）、望月文雄（SC6/WG2、4国内主査）  
桜井和義（TC21事務局）、牧野敦子（通訳）

WEB：フランス、イギリス、ロシア、マレーシア

### (3) 議 事

#### ア 開催宣言

Zhuang氏より開会宣言と開催にあたって、協力のあった関係各所に対し謝辞を行った。またWang氏がSC6の国際委員長の任期が今月で満了になり、来月委員長

---

が代わるという報告をした。

イ 参加者の確認

各自自己紹介を行い参加者の確認をした。

ウ ISO業務における倫理及び行動規範について

ISOの倫理規定と行動規範について説明があり、各委員は再確認するように指示があった。

エ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

オ 決議事項編集委員の指名

Zhuang氏がフランスの方を指名し、了承された。

カ 国際事務局報告

また、現在のSC6のメンバーは、38カ国であり、今年新たに1カ国加わったことを報告した。

昨年開催したロンドン会議の議事録及び決議事項について確認し、承認された。

キ 作業部会報告

(ア) WG2（粉末消火設備）

ISO7202（防火－消火剤－粉末）について、前回のSR投票の結果は継続審議であったが、今回再度WG2で検討を行った結果、改定作業を進めることになった。改定作業のスケジュールは、①WGドラフト、②CIB投票、③規格化で、各項目を1年の期間を見込んでいて、3年後に規格化する予定であることをSC6に報告した。SC6として賛成するか決議した。確認した結果、今回参加した国すべてが賛成したためSC6の決議事項になった。

(イ) WG4（泡消火設備）

ISO7203-1～3シリーズについて、前回のSR投票の結果は継続審議であった。だが、今回再度WG2で検討を行った結果、改定作業を進めることになった。改定作業のスケジュールは、①WGドラフト、②CIB投票、③規格化で、各項目を1年の期間を見込んでいて、3年後に規格化する予定であることをSC6に報告した。SC6として賛成するか決議した。確認した結果、今回参加した国すべてが賛成したためSC6の決議事項になった。

ク PWI7076-7（新規作業項目）について

中国が提案したドラフト案について、各国の規格を参考にして作成したこと、各章の作成意図について説明があった。中国は、今後このドラフト案を基に進め

---

たいため、会議後に各委員にコメントを求め、専門家を集めて積極的な参加を求めた。今回のSC6ではこのドラフト案で審議を進めて良いかどうか確認したいという意見がでた。

日本はドラフト案で検討することは賛成するが、SC6のスコープに点検や設置の文言がないので、まずスコープを変えるべきという意見を出した。ドイツはフッ素フリー泡消火薬剤が既存の泡消火設備に設置されて行くので、EN13565の規格改定が終了してから議論するべきという意見を出した。フランスはNWIとすることへの懸念を表明したが、今回紹介されたドラフト案で議論することには同意した。

#### コ リエゾン報告について

##### (ア) CENの状況について

CENではEN13565の改定が進んでいて、来年早々に発表する予定である。

##### (イ) EUROFEU

225/1998がフッ素含有泡の使用の禁止及び制限について制定したので、今後欧州で規制が始まる。

##### (ウ) ISO/TC21/SC2

リチウムイオンバッテリー火災の記載方法に毒性や爆発性を反映させたISO3941（火災の分類）が現在FDIS投票中である。

#### サ 今後の投票スケジュールについて

今後の投票スケジュールについて、来年ISO7076-3（中膨張泡装置）とISO7076-4（高膨張泡装置）がSR投票の予定である。

SR投票が終了したISO7076-5（固定圧縮空気泡装置）について、ドイツよりフッ素フリー泡消火薬剤に合わせた規格化について興味があり、CENでも取組中であるという意見がでた。また、フランスも重要視しているという意見が出たので、検討し後日投票することになった。

#### シ 次回のSC6会議について

2026年9月に中国の天津で行われるTC21総会に合わせてSC6も開催する。

#### ス 決議事項の承認について

シンガポール会議で9項目の決議事項が承認された。

決議事項1 この会議を行うにあたり会場を提供してくれた主催者に感謝の意を表する。

決議事項2 技術委員会の行動規範に関する文書を確認し、行動規範に則って、

---

仕事に従事し、行動規範を尊重する。

決議事項 3 前回のロンドン会議の議事録を確認し、承認する。

決議事項 4 委員会報告書を検討し、承認する。

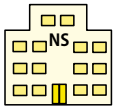
決議事項 5 PWI7076-7のドラフト案を送付し、NP投票のために回覧する。

決議事項 6 ISO7076-5：2014についてレビューを行い継続か改定かを決定するために委員会で投票にかける。

決議事項 7 WG2は粉末ABC薬剤のリサイクル利用について、近年使用量が増加し技術改善、標準化が必要なことから、ISO7202:2018を改定する。改定期間は36ヶ月とする。

決議事項 8 WG4はフッ素含有泡消火薬剤の使用量が世界的に減少し、フッ素フリー泡消火薬剤に置き換わる予想から、ISO7203-1～4シリーズを改定する。改定期間は36ヶ月とする。

決議事項 9 2026年9月に中国の天津で行われるTC21総会に合わせてSC6を開催する。



# 令和8年度「一般公開」のお知らせ

企画研究部 情報管理課

日本消防検定協会では、令和8年度においても科学技術週間（「発明の日」の4月18日を含む月曜日から日曜日の一週間）には当協会の試験施設を公開するとともに、消防用機械器具等の展示・実演、体験コーナーを開設いたします。

令和8年度一般公開の日時については下記のとおりです。皆様お誘い合わせの上、是非お気軽に、ご来場頂きますようお願いいたします。なお、当日は同一敷地内にある消防庁消防大学校、消防研究センター及び（一財）消防防災科学センターの一般公開も同時に開催いたします。

## 記

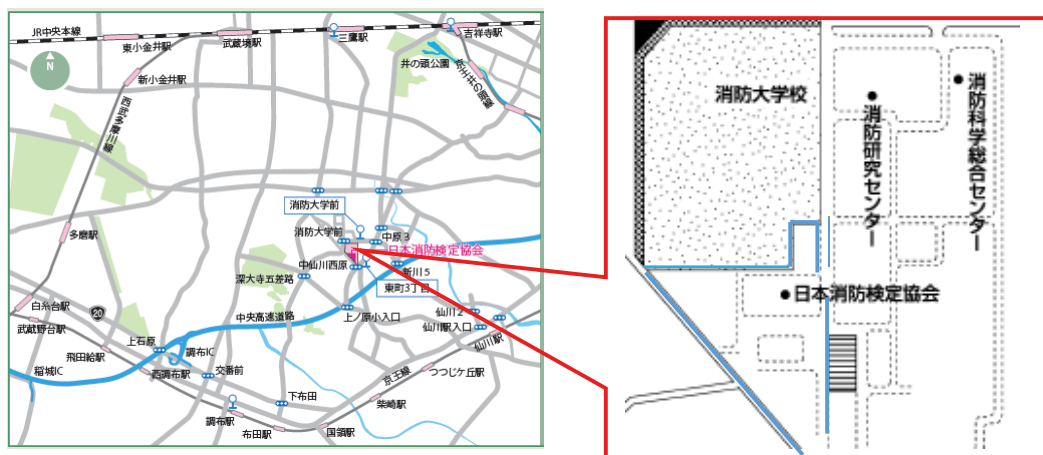
- 1 日 時 令和8年4月17日（金）午前10時～午後4時まで（雨天決行 入場無料）
- 2 開催場所 調布市深大寺東町4-35-16 日本消防検定協会 本所及び各試験場  
（受付 消防研究センター本館1階）

※動画公開 令和8年4月10日（金）午前10時から

4月20日（月）午後16時まで

消防研究センターホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）

## 3 アクセスマップ



【JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅南口（6番のりば）】バス約20分

行き先：深大寺、野ヶ谷、調布駅北口〈野ヶ谷経由〉

下車：消防大学前

【JR中央線三鷹駅南口（8番のりば）】バス約20分

行き先：野ヶ谷

下車：消防大学前

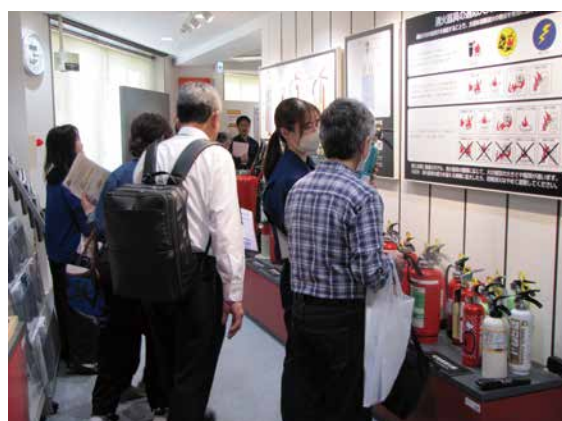
【京王線調布駅北口（11番のりば）】バス約18分

行き先：三鷹駅〈晃華学園東・杏林大学病院前経由〉

下車：中原3丁目



住宅用消火器による天ぷら油火災の  
消火実演



各種消防用機械器具等の展示説明



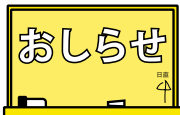
消火器の操作体験



休憩室・業務紹介ビデオの放映

#### 4 イベント概要（当協会予定）

項目名	概要	場所
住宅用消火器の消火実演	住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演を見学できます。	消火散水試験場
消火器の操作体験	訓練用消火器を用いて目標物に放射する消火体験ができます。	消火散水試験場
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	屋内消火栓の構造説明と操作実演を行います。 また、屋内消火栓を用いて、目標物に放水する消火操作を体験できます。	スプリンクラー 消火試験場前 屋外
住宅用防災警報器の展示及び実演	住宅用防災警報器を紹介します。また、無線式の住宅用防災警報器が連動する様子を見学できます。	情報館 1階入口
各種消防用機械器具等の展示	消火器、スプリンクラーヘッド、火災報知設備、消防用ホースなど、各種消防用機械器具等を紹介します。	情報館 1・2階展示室
業務紹介ビデオ放映	日本消防検定協会及び消防機器の検定制度についての業務紹介ビデオを放映します。	情報館 3階会議室
休憩所	コーヒー、お茶をセルフサービスで用意します。	情報館 3階会議室



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【消防用ホース】

試験番号	承認年月日	住 所	依頼者	有効期限の終期日
H0446CC03A	R2.10.5	大阪府枚方市招提田近三丁目5番地	株式会社初田製作所	R7.10.4

### 【漏電火災警報器受信機】

試験番号	承認年月日	住 所	依頼者	有効期限の終期日
E010201B	H27.9.10	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801	オムロン株式会社	R7.9.9
E010203B	H27.9.10	京都府京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801	オムロン株式会社	R7.9.9

### 【非常警報設備・スピーカー】

型式番号	承認年月日	住 所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第 2020～4号	R2.9.25	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	R7.9.24
認評放第 2020～8号	R2.9.25	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・ 公共産業システム	R7.9.24

### 【非常警報設備・増設用増幅器】

型式番号	承認年月日	住 所	依頼者	有効期限の終期日
認評放第 18～13～1号	H22.11.25	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテ インメント&コミュニケー ション株式会社	R7.11.24

### 【消防用吸管】

試験番号	承認年月日	住 所	依頼者	有効期限の終期日
S0308014	H27.11.24	大阪府大阪市天王寺区烏ケ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	R7.11.23
S0308015	H27.11.24	大阪府大阪市天王寺区烏ケ辻1丁目9番5号	オーサカゴム株式会社	R7.11.23

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

## 業界の動き

### 一 会議等開催状況

#### ◆ (一社) 日本火災報知機工業会 ◆

##### ○ 業務委員会 (令和8年1月8日)

- ・ 一般社団法人日本火災報知機工業会検  
定合格証票等

取次手数料規程の一部改正について

- ・ 住宅用火災警報器に関する実態調査結  
果について
- ・ 自動火災報知設備受信機劣化診断自主  
管理規程等の廃止(案)について
- ・ 火災予防審議会人命安全対策部会の結  
果について
- ・ 防災センターの技術規準改定について
- ・ NTT固定電話網のIP化に伴う消防機  
関へ通報する火災報知設備の接続回線  
に係る対応について
- ・ 重要文化財落雷火災に関する調査に  
ついて
- ・ (一社) 全国機器協会60周年記念誌へ  
の原稿について
- ・ 広報委員会について

##### ○ メンテナンス委員会

(令和8年1月20日)

- ・ 点検実務検討小委員会報告  
パンフレット「維持管理は防火管理  
者が主役です」の改訂について
- ・ 維持運用管理手法小委員会報告  
点検実務マニュアル等の改訂につい  
て

- ・ その他(情報提供)

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼  
防止措置に関する基準における標準規  
格の例の追加について

令和6年(1~12月)における火  
災の状況(確定値)

消防法施行規則の一部を改正する省  
令(案)等に対する意見公募(R7.12.23)

令和7年中の火災件数が過去10年で  
最多について

##### ○ 技術委員会 (令和8年1月15日)

- ・ 火報試験基準検討小委員会報告

軽微変更事例集について

- ・ 感知器の環境特性調査小委員会報告

- ・ あり方検討小委員会報告

NTT固定電話網のIP化に伴う消防  
機関へ通報する火災報知設備の接続回  
線

広報員会について

- ・ 煙試験箱用白熱球の生産中止について

##### ○ 設備委員会 (令和8年1月22日)

- ・ 設備性能基準化小委員会報告

国交省 建築設備計画基準及び建築  
設備設計基準の改定1次案について

炎感知器に関する設置基準案の検討  
について

IP化に伴う火災通報装置の各社施工  
等課題確認について

- ・ 工事基準書改訂小委員会報告

## 協会通信

工事基準書ハンドブックの改訂について

・その他（情報提供）

NTT固定電話網のIP化に伴う消防機関へ通報する火災報知設備の接続回線に係る対応について

関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて

令和7年度文化庁長官特別表彰及び長官表彰被表彰者の決定について

火災通報装置ロムメッセージの整理番号削除について

○システム企画委員会

（令和8年1月23日）

・火報企画検討小委員会報告

防災センターの技術基準改定について

火災通報装置の課題について

火災通報装置におけるワイヤレス固定電話の影響についての試験結果（案）について

NTT固定電話網のIP化に伴う消防機関へ通報する火災報知設備の接続回線に係る対応について

・あり方検討小委員会報告

NTT固定電話網のIP化に伴う消防機関へ通報する火災報知設備の接続回線に係る対応について

広報委員会について

○住宅防火推進委員会

（令和8年1月28日）

・交換推進WG報告

・住宅用火災警報器検定申請数について

・お客様電話相談室受付結果について

・総務省消防庁報告について

・NHK放送について

・令和7年度住宅防火防災推進シンポジウム（ニッショーホール）について

・九州・沖縄ブロック女性防火クラブ幹部地域研修会について

・令和7年版消防白書（第1節火災予防）について

・その他

X掲載報告（東京消防庁出初式での着ぐるみ活動含む）について

CATV事業について（2年間YouTubeに掲載）

◆（一社）日本消火器工業会◆

○第7回、第8回 技術委員会

（令和8年1月9日、1月21日）

・リチウムイオン蓄電池火災用の消火器について

・その他

○第10回 企業委員会

（令和8年1月15日）

・令和7年度12月消火器等申請・回収状況

・事務局長会議報告

## 協会通信

検定協会だより 令和8年2月

## 協会通信

- ・消火器リサイクルセンターからの報告
- ・住宅用消火器普及拡大について
- ・工業会年間カレンダーについて

### ◆（一社）日本消火装置工業会◆

#### ○第461回「技術委員会」

（令和8年1月9日 書面会議）

- ・第一部会、第二部会及び第三部会活動報告について
- ・建築設備計画基準・建築設備設計基準（令和6年版）」改定意見について
- ・JIS B 2301と2302の改正原案作成委員会について
- ・その他

#### ○第240回「第一部技術分科会」

（令和8年1月30日 日本消火装置工業会）

- ・スプリンクラー設備 工事設計基準書改訂について
- ・水系消火設備に対する意見などについて
- ・所轄消防局からの質疑について
- ・その他

#### ○第238回「第二部技術分科会」

（令和8年1月22日 日本消火装置工業会）

- ・所轄消防局からの質疑について
- ・泡消火設備の法令改正に関するリーフレットや薬剤リスト（第八報）等の今

後作成や公表する資料について

- ・その他

#### ○第219回「第三部技術分科会」

（令和8年1月20日 日本消火装置工業会）

- ・消火設備の維持管理に関するご提案資料の改訂検討依頼について
- ・建築設備 計画・設計基準（令和9年版）（改定一次案）への意見について
- ・所轄消防局からの質疑について
- ・ガス消火設備の法令・基準等見直し検討について
- ・その他

### ◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

#### ○大型技術委員会

（令和8年1月16日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・品質評価細則見直しについて
- ・補助規格の見直しについて
- ・その他

#### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和8年1月16日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・今後の品質評価細則見直しについて
- ・その他

#### ○小型技術委員会

（令和8年1月22日 日本消防ポンプ

## 協会通信

## 協会通信

- 協会会議室)
  - ・可搬消防ポンプ等整備資格者講習関連について
- 小型技術委員会・検定協会合同会議  
(令和8年1月22日 日本消防ポンプ協会会議室)
  - ・細則改正について
  - ・手数料改正について
- 総務委員会  
(令和8年1月29日 日本消防ポンプ協会会議室)
  - ・事務局長会議等報告について
  - ・銘板の値上げについて
- ・事務局PCのセキュリティ強化について
- ・連絡調整会議について
- ・日本消防ポンプ協会就業規則・給与等に係る定め改正について
- ・令和8年度消防機器等関係者会長表彰について
- ・救助用資機材の使用年数について
- ・総務省消防庁とのミーティングについて
- ・その他

協会通信

## 「検定時報」の電子媒体での発行について

企画研究部 情報管理課

毎年度発行し、印刷及び配布をしておりました「検定時報」につきまして、本年度（令和8年3月 第80号）の発行より、印刷及び配布を取り止め、電子媒体を、当協会ホームページに掲載する方法に変更いたします。

今後は当協会ホームページの「広報」の「検定時報のバックナンバー」からご覧ください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本消防検定協会ホームページ <https://www.jfeii.or.jp/>

検定協会だより 令和8年2月

## 新たに取得された型式一覧

### 型式承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第 2025～3号	三津浜工業 株式会社	強化液 3.0l (蓄圧式、鉄製)	R7.12.10

### 型式変更承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
中継器 (アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	中第 2021～13～2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω・50Ω、公称蓄積時間20秒～50秒、公称受信温度45℃～85℃、公称受信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17%/m	R7.12.2
	中第 2021～14～2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗30Ω・50Ω、公称蓄積時間20秒～50秒、公称受信温度45℃～85℃、公称受信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17%/m	R7.12.2
GR型受信機 (アナログ式、蓄積式及び自動試験機能付)	受第 2021～7～2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗19Ω・30Ω・50Ω、公称蓄積時間20秒～50秒、公称受信温度45℃～85℃、公称受信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17%/m	R7.12.2
	受第 2021～8～2号	ホーチキ株式会社	交流100V、外部配線抵抗19Ω・30Ω・50Ω/外部配線光損失10dB、公称蓄積時間20秒～50秒、公称受信温度45℃～85℃、公称受信濃度 (スポット型) 2.5%/m～17%/m	R7.12.2

### 品質評価 型式評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
消防用ホース	H0124FC22A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65 (シングル、ポリエステル ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	R7.12.16
	H0124FC23A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.3、呼称65 (シングル、ポリエステル ポリエステルフィラメント・ポリエステルフィラメント綾織、円織)	R7.12.16
	H0125IA02A	芦森工業株式会社	平、合成樹脂、使用圧1.6、呼称100 (シングル、ポリエステル・ポリエステルフィラメント交織、円織)	R7.12.4
エアゾール式簡易消火具	A045129101A	東和トレーディング株式会社	二酸化炭素 60g (鉄製)	R7.12.9
消防用積載はしご	品評は第 2025～2号	関東梯子株式会社	伸縮式3連 (8.7m、アルミニウム製)	R7.12.26

### 品質評価 型式変更評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
放火監視機器・放火監視センサー	品評放第 2024～1～1号	ライフライン株式会社	紫外線式 (DC24V、60mA)	R7.12.4

## 認定評価 型式評価

種 別	型 式 番 号	依 頼 者	型 式	承認年月日
屋内消火栓設備の屋内消火栓等・広範囲型2号消火栓	認評栓第2025～8号	株式会社真和	壁面設置型折畳み等収納式 呼称25	R7.12.17

# 検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定			
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
消火器	大型	0	17	3,179	82.5	77.6
	小型	3	61	483,227	98.4	98.6
消火器用消火薬剤	大型用	0	1	50	29.4	83.9
	小型用		11	8,059	222.1	132.6
泡消火薬剤		0	33	241,520	114.6	111.1
感知器	差動式スポット型	0	35	259,700	108.6	114.4
	差動式分布型	0	12	7,760	153.1	120.2
	補償式スポット型	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	-	100.0
	定温式スポット型	0	41	131,112	108.8	106.2
	熱アナログ式スポット型	0	10	9,180	108.2	126.0
	熱複合式スポット型	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	-	-
	光電式スポット型	0	51	198,872	223.8	110.2
	光電アナログ式スポット型	0	16	44,365	206.9	116.5
	光電式分離型	0	4	299	135.9	76.2
	光電アナログ式分離型	0	3	241	231.7	119.5
	光電式分布型	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	-	3.4
	煙複合式スポット型	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	1	200	76.9	153.8
	赤外線式スポット型	1	0	9	633	114.7
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	1	277	皆増	57.1
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-
発信機	P型1級	0	9	16,815	96.1	98.7
	P型2級	0	6	1,976	64.5	96.0
	T型	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	-	-
中継器		0	92	58,662	141.8	109.8
受信機	P型1級	0	50	2,612	102.3	99.0
	P型2級	0	15	4,896	97.2	61.7
	P型3級	0	3	850	皆増	56.1
	M型	0	0	0	-	-
	R型	0	9	201	211.6	116.3
	G型	0	4	4	50.0	78.2
	GP型1級	0	10	25	55.6	87.4
	GP型2級	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	10	64,730	175.2	103.9
GR型	0	15	234	66.5	114.7	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	21	97,986	123.4	75.7
流水検知装置		0	31	2,421	216.9	108.4
一斉開放弁		0	24	4,258	175.4	123.8
金属製避難はしご	固定はしご	0	1	30	42.9	81.5
	立てかけはしご	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	0	21	12,897	83.9	102.3
緩降機		0	3	407	52.2	96.9
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	15	69,980	102.9	127.0
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	28	374,190	106.1	112.9
合計	4	2	673	2,101,848	115.4	106.1

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

## 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-	
音響装置	0	0	0	0	0	皆減	381.1	
予備電源	0	0	2	5	22,552	113.7	92.0	
外部試験器	0	0	1	4	150	120.0	113.0	
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	2	1,197	皆増	179.6	
	受信装置等	0	0	0	0	-	皆減	
光警報装置		0	0	2	500	125.0	116.7	
	光警報制御装置	0	0	1	40	133.3	162.9	
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-	
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-	
消火器加圧用ガス容器	0	0	9	2	20,100	33.5	127.2	
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	3	6	527,000	96.9	102.4	
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	1	3	2,750	104.6	106.8	
消火設備用消火薬剤	0	0	1	6	52,602	53.0	96.4	
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-	
	構成部品	0	0	0	0	-	-	
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	0	0	87	135	101.5	98.4	
	可搬消防ポンプ	0	0	1	58	31.4	98.9	
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	0	3	830	244.1	111.9	
	呼称65以下のもの	0	0	0	0	皆減	81.9	
消防用ホース	平 40を超えるもの	1	0	1	9	22,272	72.0	112.1
	平 40以下のもの	0	0	0	9	37,417	118.6	112.5
	濡れ	0	0	0	0	-	-	
	保形	0	0	0	3	7,040	352.0	117.8
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	1	18	皆増	59.5
	差込式	0	0	0	35	116,500	156.2	112.0
	ねじ式	0	0	2	25	13,564	99.9	106.0
	同一形状	0	0	0	0	0	-	-
漏電火災警報器	変流器	0	0	0	11	4,077	117.3	119.5
	受信機	0	0	0	10	3,798	167.7	109.1
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	19,990	76.9	117.8	
特殊消防ポンプ自動車	3	0	0	53	62	151.2	108.7	
特殊消防自動車				10	10	500.0	189.3	
可搬消防ポンプ積載車	0	0	0	1	1	33.3	142.9	
ホースレイヤー	0	0	0	2	4	皆増	76.2	
消防用積載はしご	0	0	0	12	131	81.9	58.6	
消防用接続器具	3	0	0	15	3,599	120.2	112.3	
品質評価業務				確認評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
外部試験器の校正				9	36	102.9	128.5	
オーバーホール等整備				6	6	85.7	103.2	

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	1	17	23,653	81.6	110.3	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	0	0	2	42	6,732	201.6	117.3
	放送設備	3	2	1	78	74,550	135.7	99.4
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	2	15	4,085	150.6	100.0
	2号消火栓	0	0	4	12	1,900	156.3	83.5
	広範囲型2号消火栓	2	0	2	11	1,795	191.0	109.8
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	17	4,706	55.4	81.0
認定評価業務		装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価			
屋内消火栓等		消防用ホースと結合金具の装着部	0	0	17	90,562	110.5	118.8
認定評価業務		型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定駐車場用泡消火設備		0	0	0	5	8,100	39.3	45.4
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置		0	0	2	7	7	63.6	86.1
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	0	12	34,133	1,129.1	114.7
受託試験及びその他の評価		依頼件数			依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)		1						
受託試験(その他の契約等)					3	3	150.0	150.0
評価依頼(基準の特例等)		0						

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

2月になりました。2月の時候の挨拶の定型では、向春、梅花、立春などがあり、春を連想させるようなものが多いですが、降雪はまだあります。今年は筆者が住んでいるさいたま市では1月2日夜に雪が積もりました。近所の子供は夜なのに親子で雪玉遊びをしていました。

1月の降積雪では通行止め、立ち往生が数多く発生しました。夏タイヤの車も多かったようです。冬は降雪、積雪だけではなく、路面凍結があります。山の北側（日陰）、高架橋などを通行するときには雪がなくても冬タイヤは必須です。

1月16日はJRの停電による大規模な輸送障害がありました。たくさんの電車に乗車しているたくさんの乗客を安全に避難させるのは大変な苦労があったと思います。大学入学共通テストの前日のことですが、テスト期間の大規模な交通障害はなかったようですね。

また、日本の政治状況は大きく動いており、国外の状況もいろいろ変化しています。社会経済情勢の変化を受けて、株高、円安、長期金利の上昇など相場が動いています。今年はどうになるのでしょうか。

さて、今月号では、堺市消防局長の新子哲也様には巻頭のことばを、消防庁総務課からは「消防庁の令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案の概要について」のご寄稿をいただきました。誠にありがとうございます。

3月号では、相模原市消防局長の三澤誠様には巻頭のことばを、消防庁消防研究センターからは「令和8年度消防防災科学技術賞の作品募集」を、日本防火・危機管理促進協会からは、「ケーブルテレビ等による住宅用防災機器等の広報事業」を、当協会からは「一般公開のお知らせ」などを掲載する予定です。

### 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不動作、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail kikaku@jfeii.or.jp

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>

本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991

大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475

虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館11階  
TEL 03-5962-8901(代) FAX 03-5962-8905

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。  
e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会